

新宿区学校選択制度検討協議会

報 告 書

平成28年11月15日

目 次

I	「新宿区学校選択制度検討協議会」の設置	1
II	新宿区の「学校選択制度」	1
1	就学のしくみと学校選択制度の概要	1
2	学校選択制度の導入と成果	2
	(1) 学校選択制度の導入	
	(2) 学校選択制度の成果	
3	学校選択制度を取り巻く状況の変化	3
	(1) 小学校における35人以下学級の導入と就学前人口の増加	
	(2) 子どもの安全・安心の確保、地域との連携による学校づくり	
III	検討の進め方	5
IV	保護者などへのアンケートの実施	5
1	実施期間	5
2	対象者	5
3	主な設問	5
4	実施状況	6
5	主な回答内容	6
	(1) 小学校関係のアンケート集約結果について(概要)	
	(2) 中学校関係のアンケート集約結果について(概要)	
	(3) 小学校関係のアンケートの主な自由意見について	
	(4) 中学校関係のアンケートの主な自由意見について	
	(5) 「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」について(概要)	
	(6) 「小学校・中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」について(概要)	
V	小学校の「学校選択制度」の検討	7
1	小学校の「学校選択制度」の利用状況	7
2	「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移	8
3	新宿区地域別将来人口推計(6歳人口)	9
4	小学校の「学校選択制度」における23区の状況	11
5	「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移(新一年生)	11
6	「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり	11
7	アンケートの集約結果	12
8	小学校の「学校選択制度」の今後の方向性	14
	(1) 協議会委員から出された主な意見	
	(2) 今後の小学校の「学校選択制度」に対する考え方	

VI	中学校の「学校選択制度」の検討	21
1	中学校の「学校選択制度」の利用状況	21
2	「抽選校」の状況の推移	22
3	新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）	23
4	中学校の「学校選択制度」における23区の状況	25
5	「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）	25
6	「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり	25
7	アンケートの集約結果	26
8	中学校の「学校選択制度」の今後の方向性	28
	(1) 協議会委員から出された主な意見	
	(2) 今後の中学校の「学校選択制度」に対する考え方	

資料

- 資料1 新宿区学校選択制度検討協議会設置要綱
- 資料2 新宿区学校選択制度検討協議会委員名簿
- 資料3 検討の経過
- 資料4 諮問文
- 資料5 アンケート実施状況
- 資料6 小学校関係のアンケート集約結果について（概要）
- 資料7 中学校関係のアンケート集約結果について（概要）
- 資料8 小学校関係のアンケートの主な自由意見について
- 資料9 中学校関係のアンケートの主な自由意見について
- 資料10-1・2 「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」について（概要）
- 資料11 「小学校・中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」について（概要）
- 資料12-1 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ
- 資料12-2 指定校変更基準
- 資料12-3 「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）
- 資料13 「子どもの安全・安心」の確保における新宿区の方策について

I 「新宿区学校選択制度検討協議会」の設置

新宿区学校選択制度検討協議会は、「未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、学校選択制度について検討を行う」ことを目的として設置された協議会である。

学識経験者、地域関係団体代表、区立幼稚園・学校等に通う児童・生徒の保護者代表、私立幼稚園長代表、区立保育園長代表、学校長代表、教育に従事する区職員で構成されており、「学校選択制度に関すること」及び「学校選択制度に関することのほか、協議会が特に必要と認める事項」を協議事項としている。

平成28年5月30日に「学校選択制度に関連する事項について」の諮問を受け、5月から11月にかけて、全7回にわたる検討を行い、答申を取りまとめた。

なお、協議会の設置要綱、構成員、検討の経過並びに新宿区教育委員会からの諮問については、資料1から資料4のとおりである。

II 新宿区の「学校選択制度」

学校選択制度の検討にあたっては、協議会として、共通の認識を持つために、まず、就学のしくみと新宿区における学校選択制度の状況についての確認を行った。

1 就学のしくみと学校選択制度の概要

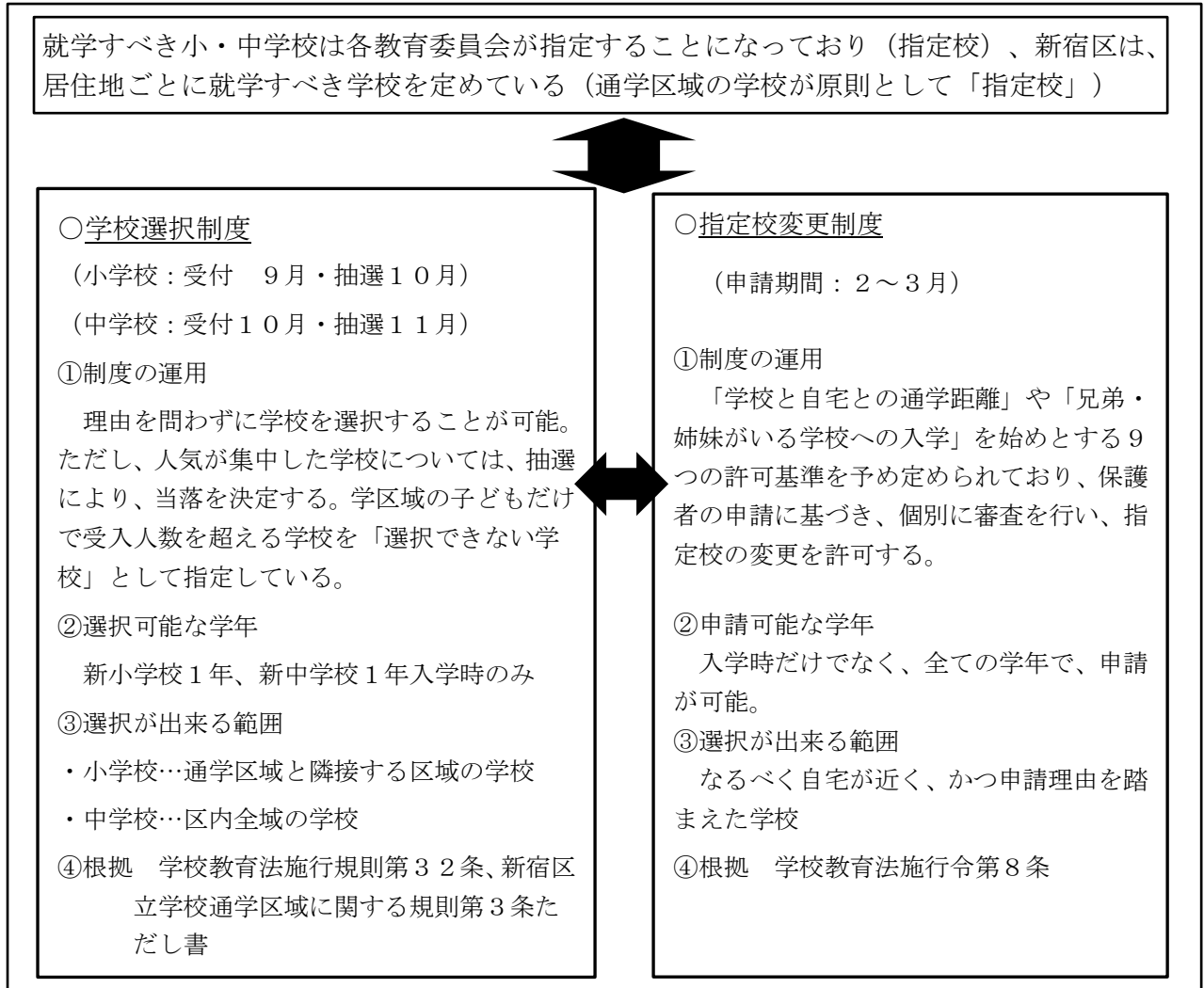
区立小・中学校への就学は教育委員会が指定することとされており、居住地ごとに、小・中学校の通学区域は定められ、通学区域内にある学校が「指定校」とされている。

新宿区では「指定校」以外の学校に就学するしくみとして、「指定校変更制度」と「学校選択制度」の2つの制度が運用されている。

「指定校変更制度」は、特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる学校教育法施行令第8条に基づく制度である。

また、「学校選択制度」は、区立小・中学校に入学する新1年生の保護者や児童生徒が自らの意思で学校を選択できることや、学校が「特色ある教育活動」「開かれた教育活動」を推進することを目的に、平成16年度入学時から導入された制度であり、小学校では通学区域と隣接する区域の学校、中学校では区内全域の学校を選択できるしくみとして運用されている。

図表1 就学のしくみ



2 「学校選択制度」の導入と成果

(1) 学校選択制度の導入

平成9年の文部省通知「通学区域制度の弾力的運用について」を契機に、多くの自治体で「学校選択制度」が導入された。新宿区では、平成13年度に実施したアンケートで、通学区域のより一層の弾力的運用や「学校選択制度」の導入を望む意見が多く寄せられたことから、平成14年度に「新宿区の通学区域制度を考える懇談会」が設置され、「学校選択制度」の導入に対するパブリックコメントも行われた。その上で、平成15年に学校教育法施行規則が改正されたことに伴い、平成16年度入学時から「学校選択制度」が導入されることとなった。

(2) 学校選択制度の成果

図表2に示すとおり、制度導入以来、小学校・中学校とも、多くの保護者・児童生徒がこの制度を利用し、選択希望を生かした入学を果たしている。また、導入趣旨であった「特色

ある教育活動」については、少人数指導や保幼小の連携、地域の伝統文化理解など、様々な教育活動が各小・中学校で行われてきており、「開かれた学校づくり」についても、学校公開の促進やホームページの充実、図書ボランティアや講師としての地域人材の学校活動への参画、防災訓練での地域との連携など、各学校では着実に取り組みが進められている。

図表 2 学校選択制度利用率

学校種別	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学
小学校	就学予定児童数 (8月初旬)(A)	1,513	1,598	1,720	1,627	1,660	1,549	1,537	1,634	1,543	1,655	1,697	1,735	1,844
	選択による入学を希望 (9月末)(B)	339	351	387	403	412	372	409	432	398	342	301	261	267
	学校選択票申請率 (B) / (A)	22.4%	22.0%	22.5%	24.8%	24.8%	24.0%	26.6%	26.4%	25.8%	20.7%	17.7%	15.0%	14.5%
	抽選で補欠となったが、 繰上がらなかった者数 (1月末)(C)	0	75	51	10	56	44	51	60	149	92	87	34	100
	学校選択制度利用率 (B) - (C) / (A)	22.4%	17.3%	19.5%	24.2%	21.4%	21.2%	23.3%	22.8%	16.1%	15.1%	12.6%	13.1%	9.1%
中学校	就学予定生徒数 (9月初旬)(A)	1,558	1,480	1,629	1,617	1,534	1,475	1,458	1,569	1,552	1,541	1,557	1,517	1,528
	選択による入学を希望 (10月末)(B)	290	319	347	367	428	375	461	401	373	353	372	326	284
	学校選択票申請率 (B) / (A)	18.6%	21.6%	21.3%	22.7%	27.9%	25.4%	31.6%	25.6%	24.0%	22.9%	23.9%	21.5%	18.6%
	抽選で補欠となったが、 繰上がらなかった者数 (2月中旬)(C)	0	29	16	21	0	13	10	95	67	69	59	41	36
	学校選択制度利用率 (B) - (C) / (A)	18.6%	19.6%	20.3%	21.4%	27.9%	24.5%	30.9%	19.5%	19.7%	18.4%	20.1%	18.8%	16.2%

3 学校選択制度を取り巻く状況の変化

このように、一定の成果を上げてきた新宿区の「学校選択制度」であるが、近年、就学前人口の増加や安全・安心への意識の高まり、地域との連携による学校づくりなど、小・中学校と「学校選択制度」を取り巻く状況は、大きく変化している。

(1) 小学校における35人以下学級の導入と就学前人口の増加

「学校選択制度」は、各学校の普通教室等の状況を勘案し、受け入れ可能数を決定するしくみとなっている。制度導入後、平成23年度新入学時までは、小学校・中学校とも普通教室数は比較的余裕があり、一部の抽選校を除けば、概ね選択希望校に入学することが可能であった。また、兄弟姉妹を同じ学校に入学させたいという保護者の希望を踏まえる趣旨から、兄弟が既に在学している場合は抽選時に優先される取り扱いがされており、兄弟が既に在学している選択希望者のほぼ全員が選択希望校に入学することが可能であった。

しかし、40人以下を上限とした人数で学級編成を行っていた小学校について、平成24年度の新入学から、1年生については1学級の上限を35人以下とする制度が導入され、新入学

時における選択希望者の受入可能人数が以前と比較して大きく減少することになった。さらに、抽選となる学校（以下「抽選校」という）が毎年増加する傾向にあったことから、平成25年4月入学時から、小学校では「選択出来ない学校」が指定されることとなるとともに、「兄弟姉妹優先」の措置が段階的に廃止されることとなった。

その後も小学校では、「抽選校」や「選択出来ない学校」は増加しつつあり、平成26年度には、小学校29校中16校が「抽選校」や「選択出来ない学校」となり、年度により校数の増減はあるものの、平成29年度入学まで、こうした状況が続いている。（図表5・9頁）

一方、新宿区の作成した「住民基本台帳に基づく新宿区将来人口推計」によれば、就学前人口は今後も増加が見込まれており、「抽選校」や「選択出来ない学校」が一層増え、新宿区全体でみた場合、公平な制度の運営ができなくなる事態が懸念される。（図表6・10頁）

なお、中学校においては、特定の学校が「抽選校」となる状況が続いているものの、毎年、そうした学校数が増えている小学校とは異なる状況にある。また、「住民基本台帳に基づく新宿区将来人口推計」を見ても、小学校より遅れて、入学前の12歳人口は増加する状況にあり、当面、大きな影響はないものの、引き続き、生徒数や人口動態について、注視していく必要がある。（図表11・23頁、図表12・24頁）

（2）子どもの安全・安心の確保、地域との連携による学校づくり

新宿区内では、平成27年には7,940件の刑法犯罪が発生している。発生件数は減少傾向にあるものの、教育委員会、各小・中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、通学路の安全点検や防犯カメラの設置、子ども安全ボランティア活動の推進など、様々な子どもの安全対策が進められている。また、平成23年3月の東日本大震災の影響などもあって、安全・安心に対する関心は高まっており、学校ごとの地域安全マップづくりが行われているほか、平成26年度からは、中学生と地域との防災訓練も進められてきている。

さらに、「地域協働学校」の取り組みが計画的に進められている。この取り組みは、これまでの学校と家庭・地域との協力体制をベースにしながら、保護者や地域の住民などが学校運営や学校評価に参加し、地域に根差した学校づくりを進め、学校と地域をつなぐ人材の活用を図り、地域が学校を支援するしくみであり、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定である。

学校選択制度の検討にあたっては、こうした取り組みについても留意していくことが必要である。

Ⅲ 検討の進め方

平成28年5月30日開催した第1回「協議会」では、検討の進め方について、意見交換を行い、次の内容で検討を進めていくことを確認した。

- ①具体的な検討にあたって、保護者、中3生徒（本人）、学校長、PTA、スクールコーディネーター、保育園・子ども園・幼稚園長、町会・自治会、青少年育成委員会などへのアンケートを実施していくこと。
- ②小学校と中学校では、選択が希望できる学校の範囲や、「抽選校」及び「選択出来ない学校」の状況、学齢に応じた成長過程など、様々な点で異なる状況にある。そのため、小学校と中学校を切り分けて、議論を行っていくこと。
- ③平成30年4月の入学手続きに反映させるため、概ね平成28年11月末までに答申を取りまとめる必要があること。

Ⅳ 保護者などへのアンケートの実施

検討の基礎資料とするため行ったアンケートの実施概要については、次のとおりである。

1 実施期間 平成28年6月29日（水）から7月13日（水）まで

2 対象者

- 保護者（小1・中1・未就学児（5歳児）・小6保護者・中3）及び中3生徒（本人）
- 小・中学校教職員（学校長・副校長・担任）、小・中学校スクールコーディネーター
- 小・中学校・幼稚園PTA（会長・副会長）
- 保育園・子ども園・幼稚園長
- 町会・自治会（会長）、青少年育成委員会（会長・副会長）

3 主な設問

- どのような考え方で学校を選んだか
- 入学にあたり「学校選択制度」を利用した（する）か
- PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況
- 「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点
- 「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって課題となっている点
- 学校選択制度以外にも特別な事情の下で学校を変更できる「指定校変更制度」のしくみを知っているか

- 最近の学校を巡る状況を踏まえた上での今後の「学校選択制度」のあり方
- 自由意見 等

4 実施状況

図表3 アンケート実施状況

対象者	送付数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
小1保護者	1, 584	1, 301	82.1
中1保護者	854	704	82.4
未就学児 (5歳児) 保護者 *	311	190	61.1
小6保護者 *	621	506	81.5
中3生徒 *	407	351	86.2
中3保護者 *	407	294	72.2
小・中学校長、副校長	78	78	100.0
小・中学校担任 *	160	143	89.4
小学校・中学校・幼稚園PTA (会長・副会長)	124	107	86.3
小・中学校スクールコーディネーター	39	36	92.3
保育園・子ども園・幼稚園長 *	46	43	93.5
町会・自治会 (会長)	200	128	64.0
青少年育成委員会 (会長・副会長)	20	16	80.0
【合計】	4, 851	3, 897	80.3

*印の対象はサンプリング調査

実施状況の詳細については、資料5のとおり

5 主な回答内容

- (1) 小学校関係のアンケート集約結果について (概要) 資料6-1・2・3のとおり
- (2) 中学校関係のアンケート集約結果について (概要) 資料7-1・2・3のとおり
- (3) 小学校関係のアンケートの主な自由意見について 資料8のとおり
- (4) 中学校関係のアンケートの主な自由意見について 資料9のとおり
- (5) 「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」について (概要)
資料10-1・2のとおり
- (6) 「小学校・中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動について (概要)
資料11のとおり

V 小学校の「学校選択制度」の検討

小学校の「学校選択制度」の検討にあたっては、協議会として、次の内容を確認し、具体的な検討を行った。

- ①小学校の「学校選択制度」の利用状況の推移
- ②「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移
- ③新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）
- ④小学校の「学校選択制度」における23区の状況
- ⑤「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）
- ⑥「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり
- ⑦アンケートの集約結果

1 小学校の「学校選択制度」の利用状況

平成16年度の「学校選択制度」導入以降、「学校選択制度」の利用状況については、図表4に示すように推移している。

図表4 小学校の「学校選択制度」の利用状況の推移

学校	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学	
小学校	① 受入可能数	2,440	2,560	2,600	2,480	2,480	2,480	2,400	2,360	2,030	1,995	2,030	2,030	2,030	
	② 就学予定児童数(8月初旬)	1,513	1,598	1,720	1,627	1,660	1,549	1,537	1,634	1,543	1,655	1,697	1,735	1,844	
	③ 選択を希望せず(9月末)	1,174	1,247	1,333	1,224	1,248	1,177	1,128	1,202	1,145	1,313	1,396	1,474	1,577	
	④ 選択による入学を希望(9月末)	339	351	387	403	412	372	409	432	398	342	301	261	267	
	⑤ 抽選によらず入学決定(9月末)	312	232	250	331	210	250	236	304	198	169	138	164	130	
	⑥ 内 H25～兄弟優先廃止後経過措置枠	—										61	52	15	14
	⑦ 抽選になった児童数(9月末)	27	119	137	72	202	122	173	128	200	173	163	97	137	
	⑧ 抽選で入学決定した児童数(10月中旬)	18	31	57	45	103	49	97	50	8	46	27	9	8	
	⑨ 内兄弟優先枠 ～H25	17	29	27	19	48	33	43	29	43	—				
	⑩ 抽選で補欠となった児童数(10月中旬)	9	88	80	27	99	73	76	78	192	127	136	88	129	
	⑪ 補欠繰上り者数(1月末)	9	13	29	17	43	29	25	18	43	35	49	54	29	
	⑫ 繰上らなかった者数(1月末)	0	75	51	10	56	44	51	60	149	92	87	34	100	
	⑬ 選択出来ない学校	—										2校	3校	5校	5校
	⑭ 抽選校	2校	3校	4校	2校	6校	4校	5校	3校	6校	13校	13校	9校	11校	
	⑮ 入学者数(4月1日現在)	1,257	1,352	1,398	1,380	1,386	1,316	1,299	1,305	1,295	1,396	1,408	1,456	1,580	

また、その特徴的な状況として、以下のことがあげられる。

- ・平成24年度新入学から小学校1年生の1学級の定員が40人から35人に見直されたことにより、各小学校の受け入れ可能人数は減少。(各小学校の受け入れ可能数の減少)
- ・新1年生児童数は増加傾向にあり、平成16年度と比べると平成28年度は331人の増加。学級数に換算すれば9.5学級増加した状況。(新1年生児童数は大幅に増加)
- ・平成24年度までは就学予定児童数の75%前後が通学区域内の学校を希望。平成25年度以降は85%前後が通学区域内の学校を希望。(通学区域内の学校希望者の増加)
- ・選択制希望者は平成19年度から平成24年度まで400人前後で推移。以後は、毎年減少。平成27・28年度は就学予定児童数の15%程度が利用しているが、ピークである平成23年度の60%程度。(選択制希望者の減少)
- ・抽選によらずに希望校に入学決定した児童は平成24年度以降40%～50%程度。(平成27年度を除く)(抽選によらず希望校に入学決定した児童は希望者の半数程度)
- ・平成24年度以降、抽選になった場合、70%～90%の児童が補欠(抽選に外れた)となる状況。(抽選になった児童の70%～90%が補欠)
- ・平成24年度以降、1月末日時点での補欠者のうち、繰り上がった児童は3割前後。約7割の児童は選択制度で学校を希望しながら、かなわなかった状況。(補欠繰り上がりは3割、7割は希望かなわず)実数では、平成27年度を除き149人・92人・87人・100人が希望がかなわなかった状況。(100人前後の希望がかなわず)

2 「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移

「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移については、図表5に示すとおりである。

平成25年度2校だった「選択できない学校」は、平成28年度5校まで拡大し、小学校全29校中、半数を越える学校(15校～16校)が「選択できない学校」または「抽選校」となっており、選択の希望が叶いづらい状況となっている。(過半数の学校が「選択できない学校」・「抽選校」となっている状況)

図表5 「抽選校」・「選択できない学校」状況の推移

小学校	平成15年度 (平成16年度新入学)		平成20年度 (平成21年度新入学)		平成23年度 (平成24年度新入学)		平成24年度 (平成25年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	2	余丁町小 花園小	4	市谷小 余丁町小 四谷小 西戸山小	6	津久戸小 市谷小 早稲田小 余丁町小 四谷小 西戸山小	13	津久戸小 愛日小 早稲田小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第一小 落合第三小 落合第四小 柏木小 西戸山小
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	2	市谷小 四谷小

小学校	平成25年度 (平成26年度新入学)		平成26年度 (平成27年度新入学)		平成27年度 (平成28年度新入学)		平成28年度 (平成29年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	13	津久戸小 愛日小 早稲田小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第三小 落合第四小 淀橋第四小 柏木小 西戸山小	9	津久戸小 愛日小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第四小 柏木小	11	津久戸小 愛日小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第二小 落合第三小 落合第四小 淀橋第四小	8	津久戸小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第三小 西新宿小
選択出来ない学校	3	市谷小 四谷小 落合第一小	5	市谷小 早稲田小 四谷小 落合第一小 西戸山小	5	市谷小 早稲田小 四谷小 落合第一小 西戸山小	8	市谷小 愛日小 早稲田小 四谷小 落合第一小 落合第四小 柏木小 西戸山小

3 新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）

新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）については、図表6に示すとおりである。

新宿区の設置する「自治創造研究所」が、平成26年10月1日を基準日に、将来の人口を推計しているが、そのうち平成32年度（2020年度）までの推計値を掲載した。地域毎のピークについては若干の時間差があるものの、各地区とも、人口が増える推計となっている。

平成27年度には実績値として1,859人であった小学校就学前の6歳人口は、平成32年度には2,173人までの増加が見込まれる状況にある。（今後も就学前人口は増加の傾向）

図表6 新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）

中位推計(各年10月1日現在)		推計値→					実績値	
地域	主に含まれる各小学校学区	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成27年	平成28年 入学者実数
新宿区		1,919	1,916	2,046	2,127	2,173	1,859	1,580
四谷地域	四谷、四谷第六、花園	209	205	205	216	245	225	
笹笥地域	津久戸、江戸川市谷、愛日	294	327	323	327	362	312	
榎地域	早稲田、鶴巻	175	186	214	217	236	162	
若松地域	牛込仲之、富久余丁町、東戸山	174	154	196	195	171	200	
大久保地域	大久保、天神戸山、西戸山	230	217	260	260	265	209	
戸塚地域	戸塚第一、戸塚第二、戸塚第三	239	198	199	230	225	183	
落合第一地域	落合第一、落合第二、落合第四	199	230	209	242	231	190	
落合第二地域	落合第三、落合第五、落合第六	183	176	196	187	187	190	
柏木地域	淀橋第四、柏木	154	154	165	172	167	131	
角筈・区役所地域	西新宿	63	70	79	80	83	57	

※表中の推計値は小数点以下を四捨五入しているため、これらの合計値と新宿区の値が必ずしも一致しない。

4 小学校の「学校選択制度」における23区の状況

平成28年4月現在、小学校の「学校選択制度」における23区の状況は、図表7のとおりである。新宿区を含む13区で「学校選択制度」を実施しており、10区が実施していない状況にある。また、杉並区・葛飾区では、学校選択制度導入後の状況の変化を踏まえ、平成28年4月に制度を廃止した。**(13区で実施、2区が平成28年度から廃止)**

図表7 23区の学校選択制度の状況

実施している区	自由選択制	当該区内の全ての学校に選択を認めるもの	5区	墨田区、江東区、渋谷区、足立区、江戸川区
	ブロック選択制	当該区内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認める	1区	品川区
	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の学校について選択を認める	6区	港区、新宿区、目黒区、豊島区、荒川区、板橋区
	特認校制	従来通学区域は残したまま、特定の学校は、通学区域に関係なく、当該区内のどこからでも、選択を認める	1区	中央区
	特定地域選択制	従来通学区域は残したまま、特定地域に居住する者について、学校選択を認める	—	
実施していない区		—	8区	千代田区、文京区、台東区、大田区、世田谷区、中野区、北区、練馬区
実施していたが廃止した区		—	2区	杉並区、葛飾区

5 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）

小学校の「学校選択制度」の検討にあたって、「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」と「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）についても確認を行った。その内容については、資料12-1、資料12-2、資料12-3のとおりである。

6 「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり

「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりとして、教育委員会、各小・中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、様々な取り組みが進められている。その取り組み内容について、資料13を参考として、確認を行った。

7 アンケートの集約結果

「小学校関係のアンケート集約結果（概要）」については資料6、「小学校関係のアンケートの主な自由意見」については資料8、小学校の「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」については資料10-1、「小学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」については資料11のとおりである。

また、アンケート結果の特徴的な内容として、次の内容があげられる。

○どのような考え方で学校を選んだ（ぶ）か

「保護者（小1・未就学児）」、「小学校関係者（小学校長・副校長・担任）」をはじめとするすべての回答者のカテゴリで、回答内容は「通学区域の学校だから」「自宅からの距離が一番近い」「兄・姉が既に通学している」に集中。

○入学にあたり、学校選択制度を利用した（する）か

「通学区域の学校に入学した（したい）」と回答した「小1保護者」は88%（1,116件）、「未就学児保護者」は81%（153件）。「学校選択制度を利用した（したい）」とする「保護者（小1・未就学児）」は約8%～15%の状況。

○「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「保護者や児童自身が、学校を決める自由度が高まる」「保護者の学校への関心・興味が高まる」に集中。

○「学校選択制度」が導入されたことで、保護者や地域にとって課題となっている点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「学校の規模の格差が増大する」、「通学時の安全性の確保が難しくなる」、「広い区域からの通学により、指導面や学校と家庭の連携に困難が生じる」が上位へ。また、「学校と地域との連携・つながりが減った」、「学校への風評・評価を意識して、学校の教育活動が制約されるようになる」との回答も共通。

○PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況

各回答者のカテゴリとも回答状況に大きな偏りや傾向はみられない。

○「指定校変更制度」のしくみを知っているか

「『指定校変更制度』の制度があることは知らなかった」、「『指定校変更制度』の制度は知っていたが、内容までは知らなかった」と回答した「保護者（小1・未就学児）」はともに8割を超える状況。

○最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方

・「小1保護者」と「小学校PTA」は「選択制度は維持」が3割強。「選択制度と指定校変更との一本化」も同じく3割強であり、「指定校変更の周知徹底」の2割、「選択制度は必要なし」の1割とあわせると、制度の見直し（廃止）が7割であった。

・「未就学児保護者」や「幼稚園PTA」では、「選択制度は維持」が23%～30%程度。それ以外の選択肢（制度の見直し（廃止））が概ね7割程度を占めている状況にある。

・「小学校関係者（小学校長・副校長・担任・スクールコーディネーター）」、「保育園・子ども園・幼稚園長」は、「選択制度は必要なし」、「選択制度と指定校制度の一本化」、「指定校変更の周知徹底」を選択しており、選択制度の存続に否定的な状況。

・「町会・自治会長」、「青少年育成委員会長」とも「選択制度と指定校変更との一本化」・「選択制度は必要なし」との回答が6割を超える。

○自由意見

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見

「学校を選べる自由度が高まる」、「子供が増えてきているからだけの理由で選択制度をなくすのは疑問」、「自分の子供が該当となるとあえてこの年に制度を無くすことはして欲しくない」、「子どもの個性にあった学校で学ぶことができる」、「各学校が教育レベルを上げたり、雰囲気をよくする努力がされるなら大変好ましい」など

・「学校選択制度」の維持に「否定的」な意見

「広い地域からの登校は問題」、「児童の通学の安全性や学校の規模」、「地元住人の子どもが別の地域の学校へ行くことでの地元離れが心配」、「不確定な情報で、学校の児童数が大きく偏る」、「希望が叶う人とそうでない人という不平等」など

・「学校選択制度」維持に「肯定的」な意見であっても、心配事や課題があるとの認識。一方、「否定的」な意見であっても、全否定の意見ばかりではない。

8 小学校の「学校選択制度」の今後の方向性

(1) 協議会委員から出された主な意見

小学校の学校選択制度の今後の方向性の検討にあたって、協議会委員から出された主な意見は、次のとおりである。

○アンケート結果に対して

・小学校入学時は私立や国立等の選択をする方が少なく、その中で2～3割の方が学校選択の意思を持っているということは少なくない数字だと考える。小学生の親として、学校選択制度を維持してほしい。隣の学区域であれば子ども本人への負担はなく、自由度を残しておく意味では重要な制度であると思う。指定校変更制度は申立制度であり、できる人とできない人がいて、保護者にも負担感がある。

・現在の「学校選択制度」については、そもそも制度が利用できない保護者が多数いる状況にあり、問題があるしくみとなっている。アンケートでは「自由度が高まった」40%とあるが、「学校選択制度」と「指定校変更制度」を合わせても1割程度しか、制度の恩恵を被っていないことも読み取れる。多くの方が「自由度が高まった」と回答しているが、9割の方が地元の学校に通われている中で、自由度の高まりを回答したということも、どうなのかも思う。他の区の状況等も聞くが、子どもの人数が多い時代は暫く続くと考えられ、早目に手を打つことが大切と感じている。

・「学校選択制度」導入後も約9割の人は通学区域の学校に子どもを通わせている状況にある。学校を選択できるしくみが導入され、保護者の学校への関心は高まりつつも、結果的には、通学区域の学校に通わせている状況にある。これは、新宿区の教育が全体的に保護者の方にも受け入れられているものと受けとめている。こうした状況を踏まえ、「選択制度を利用した」8.7%の方や、おそらく選択制度が利用できなかったために指定校変更を利用したという3%の方たちが、どのように小学校を選ぶことができるのか検討していければよいと思う。

・15%の未就学児保護者の方が「選択をしたい」と希望しているが、それが必ずしも「指定校変更制度」で救えないようなものではなく、また、必要に迫られ学校を選びたいということなら、それにしっかり応えるしくみとしての「指定校変更制度」を検討すべきと考える。

- ・学校現場で直接指導する校長、副校長、学級担任等が、学校選択制度は無理なのではと考えており、制度が維持できないところまで来ている。育成会や町会、コーディネーターも同意見で、地域の子どもは地域で育てたい思いや、安全面を踏まえた意見であると思う。
- ・「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」についてのアンケート結果からは、新宿の全ての学校でしっかりと実現できている状況が確認できる。「地域協働学校」の取り組みにより、学校と地域と一緒に話し合い、さらに、個性ある佇まいの学校ができていくことを願う。

○地域と小学校との関わり

- ・近年、地域の繋がりが希薄化したと感じることもあるが、「学校で学び、家庭で育ち、地域で成長する」という点が大事。また、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定であり、学校と地域で子どもたちを支える流れがつかわれている。こうした状況も踏まえつつ、「学校選択制度」の検討を行っていく必要がある。
- ・小・中学校における子どもの発達段階・成長過程は大きく異なっている。小学生は地域から見守られている存在である一方、中学生は、見守られている存在から一歩踏み出して、地域との関わりの中で、地域への貢献・還元を教えていくことが重要。
- ・小さな子どもたちには近隣や地域の声かけがあり、見守られている。また、地域の学校に通うと、以前から繋がりのある先生や地域の方に見守られ、安心という話を聞く。
- ・学校に対する地域の方の思いは強い。学区再編成の際に、非常な困難を伴った経験から、学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない。

○学校の受け入れ人数の拡大

- ・少人数指導（算数等習熟度別指導）、学びの教室、放課後子どもひろばなど、様々な用途で小学校の教室が活用されている状況にある。また、児童数の増加にあわせて、増築する場合、既存の建物部分も含めて、建築基準法・消防法等の現行の法規制に適合させていかなければならない。現状の学校施設の増築による教室増は非常に困難な状況にある。こうしたことを前提として、「学校選択制度」や「指定校変更制度」の運用について議論する必要がある。

○区民にとっての公平性の確保

・社会の変化や教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。「学校選択制度」についても、区民にとって、公平・平等なしくみとして考えていくことが大切である。

○児童の安全・安心

・東日本大震災を経験して、安全・安心の取り組みが着実に進んでいる。1年生の下校中に大震災が発生し、近所の人々の支えがあったことを学校の会で話すと、地域で子どもが下校する時間に近所を出歩いてみたり、犬の散歩をその時間帯にずらしてみたりなど町会を通じてやっていこうとなった。区、地域、学校等、各々取り組みを共有し、チーム新宿として繋がる大切さを感じている。また、地域協働学校がこの役割を担えるのではないかと期待している。更に、取り組みが進むよう、環境の整備をお願いしたい。

○指定校変更制度

・小学校では「指定校変更制度」の申請件数が、年々増えてきている状況にある。「選択できない学校」が増えてきていることや、抽選で補欠になり、かつ繰り上げにもならない子どもが増加していることと相関関係があると考えられる。

○今後の方向性

・学校選択制度を廃止するのであれば、保護者や区民が評価している自由度という部分を含め、「指定校変更制度」で代替できるような仕組みが提案できないか。

・子どもの安全面を第一に考えると学校選択制度で選ばれても厳しい状況はある。地域と家庭と学校が連携すべきと思うが、制度周知を含めて、指定校変更制度を見直し、事情がある方を極力救う方向を検討すべきである。

・子どもの状況等を考え、「指定校変更制度」で学校を変更出来る形を残せば、「学校選択制度」を無理に残す必要はない。学校の格差が開くことが子どもたちにとっていいことか考えてほしい。

(2) 今後の小学校の「学校選択制度」に対する考え方

小学校の「学校選択制度」に対する考え方を整理するにあたって、これまで述べてきた小学校の「学校選択制度」の利用状況、「抽選校」・「選択できない学校」状況の推移、新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）、「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりやアンケート結果などについて、その状況をあらためて整理すると次のとおりである。

・震災や防犯への対応をはじめとする「子どもの安全・安心」の確保の取り組みや、「地域協働学校」の全校展開をはじめとする地域との連携による学校づくりが進められている。また、就学前人口の増加や、「選択出来ない学校」や「抽選校」が増加し、制度導入から12年が経過して、区民の間で公平性の確保が難しい状況となっている。これらのことから、「地域の子どもは、地域で育てていく」ことを基本に「学校選択制度」を見直していく必要がある。

・少人数指導（算数等習熟度別指導）、学びの教室、放課後子どもひろばなど、様々な用途で小学校の教室が活用されている状況にある。また、児童数の増加にあわせて、増築する場合、既存の建物部分も含めて、建築基準法・消防法等の現行の法規制に適合させていかなければならない。現状の学校施設の増築による教室増は非常に困難であり、こうしたことを前提として、「学校選択制度」や「指定校変更制度」の運用について、考え方を整理していく必要がある。

・「指定校変更制度」については認知度が低く、周知に工夫していくことが必要である。

・アンケート結果では、「学校選択制度」を利用した、または利用したい意向をもつ方が8～15%おり、この方たちの意向を何らかのかたちで汲み取っていく方向を考えていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、今後の小学校の「学校選択制度」に対する考え方については以下のとおりとする。

1 小学校での「学校選択制度」については、見直し（廃止）とする。その一方で、兄弟姉妹やいじめ等の特別な事情、家庭や子どもの状況を可能な限り汲み取るため、「指定校変更制度」の申請時期や要件の一部を緩和（追加）するとともに、十分な周知を行っていくこととする。

2 「指定校変更制度」については、次のとおり見直すこととする。

(1) 現行制度の入学決定時期を参考に、11月に「第1次入学者を決定するしくみ」、2月からの「第2次入学者を決定するしくみ」とする。第2次入学者については、国公立・私立等の確定後の就学予定児童数の状況の変化、各校のキャパシティの直近の動向を就学に反映し、決定する。

(2) 指定校変更基準については、基準に「特色ある教育活動」を加えるとともに、基準の内容をより明確化し、その理由により、S・A・B・Cのウエイト付けを行う。

指定校変更制度の新たな許可基準については図表8のとおりとする。

(3) 11月の「第1次入学者」の決定

①「第1次入学者」の決定にあたっては、「お知らせ」、「申請書」及び「第一次指定校変更ができる学校」のリストを配布・公開する。また、各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の児童数から各校の「受入可能数」は確定する。

②審査会では、Sランクは、個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。

③「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。(補欠の繰上げは、実施しない。)

(4) 2月からの「第2次入学者」の決定

①国公立・私立等の入学状況が判明した後の各校のキャパシティを踏まえ、1月からの申請受付を行う。

②各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の児童数から、各校の「受入可能数」を確定する。

③審査会では、Sランクは個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。

④「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。(補欠の繰上げは、実施しない。)申請から入学決定までの流れについては、図表9のとおりとする。

指定校変更の新たな許可基準

※ 現行基準

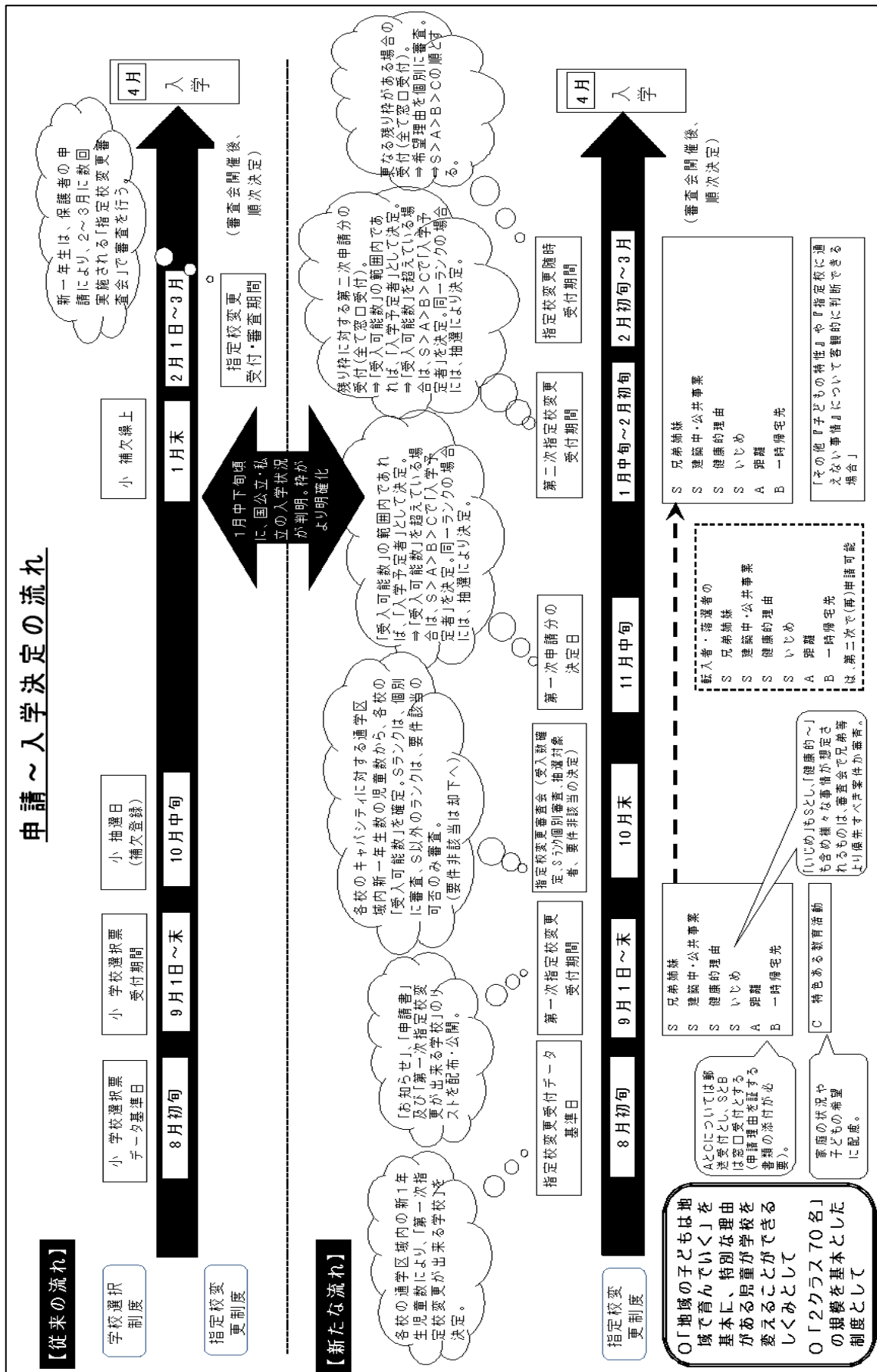
※ 新たな基準

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合（家・マンション等の購入を含む）	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの	
4	区画整理事業・河川改修事業・都営住宅改築事業・都市再開発計画事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の店舗等で、そこが指定された学校以外の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業、について、状況を確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学することが教育上適切と認める場合（高学年児童・生徒に対する配慮）		
7	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合		
8	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な場合		
9	その他特に認められる事情のある場合		

新規

項番		指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等	ランク
1	健康的理由	健康的理由により、 <u>指定外の学校に通学することが教育上適切と客観的に判断できる場合</u> ※文言整理	医師の診断書等	通院等が条件	S
2	距離が近い	<u>指定校への道のりと、指定外の学校への道のりに原則「2倍以上」差があり、指定校への通学に支障があると客観的に判断できる場合</u> ※文言整理			A
3	転居確実	(1) 家を建築中で、建築完成が間近の場合等や、(2) <u>市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合で、指定外の学校の通学区域の住居への入居予定が間近（1年以内）の場合</u> ※文言整理	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの		S
4		削除 ※新基準では、旧基準3、4の内容を「 <u>新基準3</u> 」にまとめるため			
5	一時帰宅先有	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の(1)近親者宅(三親等まで)または(2) <u>職場(児童を預かるスペースが確保され、随時対応できる)</u> で、そこが指定外の学校の通学区域にある場合 ※文言整理	(1) 近親者等の預かり同意書 (2) <u>保護者の就労、営業、預かりスペースの有無について、状況を確認できるもの</u>		B
6	※在学生のみのみ	転居後も引き続き、現在通学している学校に通いたい希望があり、人数・通学の安全・学校状況を鑑み、学校の意見を聞いた上で、継続して通学することが教育上適切と客観的に判断できる場合 【許可期間(1)低学年：(原則として)学期末まで(2)中学年：(原則として)学年末まで(3)高学年：(原則として)卒業まで】 ※文言整理			
7	兄弟姉妹	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合			S
8	いじめ	「児童がいじめ等により、通学(就学)が困難な事情」について配慮することが教育上適切と客観的に判断できる場合 ※文言整理	書類がない場合、関係者への聞き取り等を行う	事実関係精査	S
9	※新入学時のみ	特色ある教育活動等への関心が高く、指定外の学校への通学を希望する強い動機があると客観的に判断できる場合 ※新設	希望する学校の校風・教育活動等に関する希望動機を記入(作文形式)		C
10	その他	その他「子どもの特性」や「指定校に通うことができない事情」について配慮することが教育上適切と客観的に判断できる場合 ※新設			

図表9 申請～入学決定の流れ



VI 中学校の「学校選択制度」の検討

中学校の「学校選択制度」の検討にあたっては、小学校同様、協議会として、次の内容を確認し、具体的な検討を行った。

- ①中学校の「学校選択制度」の利用状況の推移
- ②「抽選校」の状況の推移
- ③新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）
- ④中学校の「学校選択制度」における23区の状況
- ⑤「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）
- ⑥「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり
- ⑦アンケートの集約結果

1 中学校の「学校選択制度」の利用状況

平成16年度の「学校選択制度」導入以降、「学校選択制度」の利用状況については、図表10に示すように推移している。

図表10 中学校の「学校選択制度」の利用状況の推移

学校	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学	
中学校	① 受入可能数	1,680	1,480	1,480	1,480	1,520	1,480	1,480	1,360	1,360	1,360	1,320	1,320	1,320	
	② 就学予定生徒数(9月初旬)	1,558	1,480	1,629	1,617	1,534	1,475	1,458	1,569	1,552	1,541	1,557	1,517	1,528	
	③ 選択を希望せず(10月末)	1,268	1,161	1,282	1,250	1,106	1,100	997	1,168	1,179	1,188	1,185	1,191	1,244	
	④ 選択による入学を希望(10月末)	290	319	347	367	428	375	461	401	373	353	372	326	284	
	⑤ 抽選によらず入学決定(10月末)	290	246	270	247	428	308	365	160	171	183	202	139	164	
	⑥ 内 H25～兄弟優先廃止後経過措置枠	—										13	13	16	8
	⑦ 抽選になった生徒数(10月末)	0	73	77	120	0	67	96	241	202	170	170	187	120	
	⑧ 抽選で入学決定した生徒数(11月中旬)	0	25	33	45	0	41	72	111	110	77	94	87	52	
	⑨ 内 兄弟優先枠 ~H25	—													
	⑩ 抽選で補欠となった生徒数(11月中旬)	0	48	44	75	0	26	24	130	92	93	76	100	68	
	⑪ 補欠繰上り者数(2月中旬)	0	19	28	54	0	13	14	35	25	24	17	59	32	
	⑫ 繰上がらなかった者数(2月中旬)	0	29	16	21	0	13	10	95	67	69	59	41	36	
	⑬ 抽選校	—	1校	2校	2校	—	1校	1校	3校	3校	3校	3校	4校	3校	
	⑭ 入学者数(4月1日現在)	973	909	956	975	954	885	864	963	963	888	931	909	853	

また、その特徴的な状況として、以下のことがあげられる。

- ・平成16年度以降、就学予定生徒数は1,450人～1,620人程度で推移。現段階では、小学校のように毎年増加する状況は見られない。**(新1年生生徒数は毎年増加する状況ではない)**
- ・平成16年度以降、就学予定生徒数の75%～80%前後が通学区域内の学校を希望。
(22年度の68%を除く)**(通学区域内の学校希望は75%～80%前後)**
- ・選択制希望者は300人～400人の間で推移。平成22年度をピークに減少し、平成27・28年度は就学予定生徒数の20%程度が利用。**(選択制希望者は減少)**
- ・抽選によらずに希望校に入学決定した生徒は平成24年度以降40%～50%台で推移
- ・抽選になった生徒は平成24年度以降40%～50%台で推移**(抽選によらず希望校に入学決定した生徒は希望者の半分程度)**
- ・平成24年度以降、選択校を希望しながら、約半数の生徒が補欠(抽選に外れた)となる状況**(抽選になった生徒の約半分が補欠)**
- ・平成24年度から平成26年度は、2月中旬時点での補欠者のうち、繰り上がった生徒は25%前後。平成27・28年度は50%前後の状況。**(補欠繰り上がりは約半数)**
- ・選択希望者全体との関係では、平成24年度から平成26年度は60人程度が、平成27・28年度は40人程度が希望がかなわなかった状況。
(約40人程度が希望がかなわず)
- ・「抽選校」は、毎年3校程度で推移し、特定の中学校で発生している状況。
(上記選択制度の状況は特定の学校で発生)

2 「抽選校」の状況の推移

「抽選校」の推移については、図表11に示すとおりである。

小学校新1年生や未就学児の増加傾向が続いている小学校とは異なり、中学校新1年生の生徒数は、小学校のように毎年増加する状況は見られていない。そのため、「選択できない学校」はなく、学校選択の希望が集中した特定の学校(3校程度)が「抽選校」となっている状況である。

図表 1 1 「抽選校」の状況の推移

中学校	平成 1 5 年度 (平成 1 6 年度新入学)		平成 2 0 年度 (平成 2 1 年度新入学)		平成 2 3 年度 (平成 2 4 年度新入学)		平成 2 4 年度 (平成 2 5 年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	—	—	1	牛込第一中	3	牛込第一中 牛込第三中 新宿西戸山中	3	牛込第一中 落 合 中 新宿西戸山中
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	—	—

中学校	平成 2 5 年度 (平成 2 6 年度新入学)		平成 2 6 年度 (平成 2 7 年度新入学)		平成 2 7 年度 (平成 2 8 年度新入学)		平成 2 8 年度 (平成 2 9 年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	3	牛込第一中 西早稲田中 新宿西戸山中	4	牛込第一中 西早稲田中 落 合 中 新宿西戸山中	3	牛込第一中 西早稲田中 新宿西戸山中	2	西早稲田中 新宿西戸山中
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	—	—

3 新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）

新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）については、図表 1 2 に示すとおりである。

新宿区の設置する「自治創造研究所」が、平成 2 6 年 1 0 月 1 日を基準日に、将来の人口を推計しているが、そのうち平成 3 2 年度（2 0 2 0 年度）までの推計値を掲載した。

平成 2 7 年度には実績値として 1, 6 4 4 人であった中学校就学前の 1 2 歳人口は、平成

32年度には1,690人といった状況であり、地域別にみても現在と大きくことなる状況にはない。しかしながら、図表6・10頁のとおり、6歳人口は大きく増加することが予測されており、当面大きな影響はないものの、人口動態については注視していく必要がある。

図表12 新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）

中位推計(各年10月1日現在)		推計値→					実績値	
地域	主に含まれる各中学校学区	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成27年	平成28年 入学者実数
新宿区		1,571	1,600	1,626	1,628	1,690	1,644	853
四谷地域	四谷	162	163	171	191	175	175	
笹笥地域	牛込第一、牛込第三	201	217	208	212	226	236	
榎地域	牛込第二	149	159	171	145	174	136	
若松地域	新宿	172	181	170	166	150	197	
大久保地域	西早稲田、(新宿)	197	188	219	195	227	208	
戸塚地域	(西早稲田)、新宿西戸山	178	205	181	213	214	187	
落合第一地域	落合	175	188	183	169	190	186	
落合第二地域	落合第二	181	149	156	172	151	151	
柏木地域	西新宿	107	107	119	116	123	123	
角筈・区役所地域	(西新宿)	47	43	48	48	59	45	

※表中の推計値は小数点以下を四捨五入しているため、これらの合計値と新宿区の値が必ずしも一致しない。
※()内の学校は、複数の地域に含まれる学校。

4 中学校の「学校選択制度」における23区の状況

平成28年4月現在、中学校の「学校選択制度」における23区の状況は、図表13のとおりである。新宿区を含む17区で「学校選択制度」を実施しており、6区が実施していない状況にある。また、杉並区・葛飾区では、学校選択制度導入後の状況の変化を踏まえ、平成28年4月に小学校の「学校選択制度」とあわせて中学校の「学校選択制度」も廃止した。（17区で実施、2区が平成28年度から廃止）

図表13 23区の学校選択制度の状況

実施している区	自由選択制	当該区内の全ての学校に選択を認めるもの	15区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区
	ブロック選択制	当該区内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認める	—	
	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の学校について選択を認める	2区	目黒区、豊島区
	特認校制	従来の通学区域は残したまま、特定の学校は、通学区域に関係なく、当該区内のどこからでも、選択を認める	—	
	特定地域選択制	従来の通学区域は残したまま、特定地域に居住する者について、学校選択を認める	—	
実施していない区	—	—	4区	大田区、世田谷区、中野区、北区
実施していたが廃止した区	—	—	2区	杉並区、葛飾区

5 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）

中学校の「学校選択制度」の検討にあたって、「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）についても確認を行った。その内容については、資料12-1、資料12-2、資料12-3のとおりである。

6 「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり

「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりとして、教育委員会、各小中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、様々な取り組みが進められている。中学校についても、資料13を参考として、その取り組み内容の確認を行った。

7 アンケートの集約結果

「中学校関係のアンケート集約結果（概要）」については資料7、「中学校関係のアンケートの主な自由意見」については資料9、中学校の「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」については資料10-2、「中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」については資料11のとおりである。

また、アンケート結果の特徴的な状況として、次の内容があげられる。

○どのような考え方で学校を選んだ（ぶ）か

「保護者（中1・中3・小6）」、「中学校関係者（中学校長・副校長・担任）」をはじめとするすべての回答者のカテゴリーで、回答内容は「通学区域の学校だから」「自宅からの距離が一番近い」「兄・姉が既に通学している」「学校の校風・伝統に魅力を感じた」に集中。また、中学校の特色として「部活動の状況、制服のデザイン」に一定の支持あり。

○入学にあたり、学校選択制度を利用した（する）か

・「通学区域の学校に入学した（したい）」と回答した「中1保護者」は81%（563件）、「中3生徒」は84%（277件）、「中3保護者」は84%（241件）と8割を上回っている状況。また、「小6保護者」については54%（267件）であり、「その他」が24%（118件）と続いている状況。

・「学校選択制度を利用した（したい）」とする「保護者（中1・中3）・中3生徒」は約13%～16%、「小6保護者」は約18%の状況。

○「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点

すべての回答者のカテゴリーで、回答内容は「保護者や生徒自身が、学校を決める自由度が高まる」「保護者の学校への関心・興味が高まる」に集中し、小学校と同じ状況。また、「中3生徒」は「生徒自身の学校への愛着が高まった」にも回答。

○「学校選択制度」が導入されたことで、保護者や地域にとって課題となっている点

すべての回答者のカテゴリーで、回答内容は「学校の規模の格差が増大する」、「通学時の安全性の確保が難しくなる」、「広い区域の生徒が通学するため、生徒の指導面や、学校と家庭の連携に困難が生じる」が上位へ。

○PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況

各回答者のカテゴリーとも回答状況に大きな偏りや傾向はみられない。

○「指定校変更制度」のしくみを知っているか

「保護者（中1・中3・小6）」の約半数（40%～50%）が『指定校変更制度』の制度があることは知らなかった」と回答。『指定校変更制度』の制度は知っていたが、内容までは知らなかった」との回答とあわせると7割を超える状況。

○最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方

・「各保護者（中1・中3・小6）」とも5割近く（45%～48%）が「選択制度は維持」と回答。「中学校PTA」も同じく5割近く（47%）が「選択制度は維持」と回答。中学3年生については7割近く（68%）が「選択制度は維持」と回答。

・一方、「中学校長・副校長」の半数、「中学校担任」の1/3が「選択制度は必要なし」と制度の存続には否定的。また、「町会・自治会長」の37%、「育成会長」の50%が「選択制度と指定校変更との一本化」と回答しており、回答者のカテゴリによって、今後の学校選択制度についての回答は大きく異なる。

○自由意見

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見

「学校の雰囲気や校風・教育方針には共感出来る部分が必要」、「やりたい部活の有無で、学校を選びたい」、「全ての子どもは、自分で学びたい・通いたい学校を自分で選択することの出来る権利がある」、「子ども本人が自分で学校を選べることは学校に対する愛着や意欲につながる」、「人間関係が複雑になるので、学区内の中学にどうしても行かせたくない」など

・「学校選択制度」の維持に「否定的」な意見

「通学時の安全性の確保、学校・家庭間の連携など課題」、「学校の格差が生まれる」、「『噂』での学校批判により、学区域外の学校を選択する」、「地域で地域の子どもたちを育てる」、「ハード面で学校の良し悪しが決まってしまう傾向があるので、総合的に公平に感じるような工夫」など

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見であっても、心配事や課題があるとの認識。一方、「否定的」な意見であっても、全否定の意見ばかりではない。

8 中学校の「学校選択制度」の今後の方向性

(1) 協議会委員から出された主な意見

中学校の学校選択制度の今後の方向性の検討にあたって、協議会委員から出された主な意見は、次のとおりである。

○アンケート結果に対して

・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近くが「選択制度は維持」と回答している状況にある。小学校とは大きく状況が異なっており、小学校と同じ結論はなじまない。

・「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」についてのアンケート結果からは、新宿の全ての学校でしっかりと実現できている状況が確認できる。「地域協働学校」の取り組みにより、学校と地域が一緒に話し合い、さらに、個性ある佇まいの学校ができていくことを願う。

○地域と中学校との関わり

・近年、地域の繋がりが希薄化したと感じることもあるが、「学校で学び、家庭で育ち、地域で成長する」という点が大事。また、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定であり、学校と地域で子どもたちを支える流れがつかわれている。こうした状況も踏まえつつ、「学校選択制度」の検討を行っていく必要がある。

・地域で子どもを育てるという理念は小学校も中学校も同じであり、こうした点に立てば、中学校も今と同じ「学校選択制度」でなくてもよいのではないか。

・小・中学校における子どもの発達段階・成長過程は大きく異なっている。小学生は地域の中で見守られる存在であり、中学生は、見守られている存在から一歩踏み出して、地域との関わりの中で、地域への貢献・還元を教えていくことが重要。

・「学校選択制度」と「中学生と地域との防災訓練」を考えた場合、安全・安心といった点から、中学生は地域の学校に通うべきという考え方もあるかもしれないが、地域防災の担い手として、自ら選択した中学校で体験したことが地域の中で活かせることもある。

・学校に対する地域の方の思いは強い。学校統廃合の議論の際に、非常に困難を伴った経験から、学区域の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない。

○区民にとっての公平性の確保

・社会や教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。「学校選択制度」についても、区民にとって、公平・平等なしくみとして考えていくことが大切である。

○指定校変更制度

・中学校の「指定校変更制度」の基準も、今回の検討にあわせて見直すべき。特に、「部活動」についての基準を設けたり、「一時帰宅先」については見直しをしていくことも必要ではないか。

○今後の方向性

・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近く「選択制度は維持」と回答している状況にある。特定の学校が「抽選校」という状況も、小学校とは大きく状況が異なっている。

そのため、小学校と同じ結論はなじまない。

・「学校選択制度」や「指定校変更制度」は子どもたちが幸せに学べることを念頭に制度設計すべきものである。中学生が部活動に取り組みたいという希望をかなえていきたい。

・小学校と中学校は必ずしも学区域が一致していない。友人関係の継続から学区域外の中学校に就学できるしくみが必要である。

・中学校は小学校と異なり、部活動という中学校ならではの独自の状況もある。一番多感な時期に充実した学校生活を送るためにも、また、人間形成の大事な時期として、学校の選択にあたっての「部活動」の位置づけをしっかりと考えて、今後の方向性を検討していく必要がある。

・新宿区の特徴として、中学校への進学にあたって、一定数が国立・私立に進学している状況もあり、小学校と異なり、新入学者の増加傾向もはっきりと表れてはいない。「抽選校」も特定の学校だけという状況であり、当面、現在の「学校選択制度」を維持していくことが望ましい。

・小学校での児童数の増加傾向は6年後には中学校にも影響が出てくるのではないかと。今回、中学校で「学校選択制度」を引き続き、「維持」と結論づけたとしても、今後の人口動態や社会状況によっては、再度、見直しをしていくことが必要である。

(2) 今後の中学校の「学校選択制度」に対する考え方

中学校の「学校選択制度」に対する考え方を整理するにあたって、これまで述べてきた中学校の「学校選択制度」の利用状況、「抽選校」の状況の推移、新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）、「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりやアンケート結果などについて、その状況をあらためて整理すると次のとおりである。

- ・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近くが「選択制度は維持」と回答しており、小学校とは大きく異なる状況にある。
- ・子どもの発達段階・成長段階からは、「生徒の主体性」「自分で選ぶ力」を尊重することも大切である。また、地域に見守られる存在であるとともに、地域の担い手として中学生を捉えていくことも必要である。
- ・小学校と異なる状況として、中学校では「部活動」がある。各中学校の「部活動」の内容等が異なる中で、中学生が主体的に「部活動」を選べる状況をつくっておくことが必要である。
- ・小学校の友人関係が、引き続き継続できる就学のしくみを確保していくことが望ましい。
- ・震災や防犯への対応として「子どもの安全・安心」の確保の取り組みや、「地域協働学校」の全校展開をはじめとする地域との連携による学校づくりが小学校同様、中学校でも進められている。こうしたことから、小学校と見直し内容を合わせるといった考え方もある一方、部活動や友人関係の継続といった中学校ならではの事情も考慮し、見直しの考え方は整理する必要がある。また、「学校選択制度」と「中学生と地域との防災訓練」を考えた場合、安全・安心といった点から、中学生は地域の学校に通うべきという考え方もあるものの、地域防災の担い手として、自ら選択した中学校で体験したことが地域の中で活かせることもある。
- ・新宿区の特徴として、中学校への進学にあたって、一定数が国立・私立に進学している状況もあり、小学校と異なり、新入学者の増加傾向もはっきりと表れてはいない。「抽選校」も特定の学校だけという状況であり、当面、現在の「学校選択制度」を維持していくことが望ましい。

・中学校の「指定校変更制度」の基準も、今回の検討にあわせて見直すべき。特に、「部活動」についての基準を設けたり、「一時帰宅先」については見直しをしていくことも必要ではないか。

・「指定校変更制度」については認知度が低く、周知に工夫していくことが必要である。

・小学校での児童数の増加傾向は6年後には中学校にも影響が出てくるのではないか。今回、中学校で「学校選択制度」を引き続き、「維持」として結論づけたとしても、今後の人口動態や社会状況によっては、再度、見直しをしていくことが必要である。

これらの状況を踏まえ、今後の中学校の「学校選択制度」に対する考え方については以下のとおりとする。

- 1 中学校の「学校選択制度」については、現行の「学校選択制度」を「維持」することとする。ただし、今後、生徒数や人口動態、社会状況等に変動があった場合、再度、見直しを行っていくことが必要である。
- 2 「指定校変更制度」については、指定校変更基準を次のとおり、見直し、保護者に対して、十分な周知を行っていくこととする。
 - (1) 指定校変更基準については、基準に「部活動」を加え、「一時帰宅先」を削除する。また、基準の内容をより明確化し、その理由により、S・A・B・Cのウエイト付けを行う。指定校変更制度の新たな許可基準については図表14のとおりとする。
 - (2) 入学決定は以下のとおりとする。
 - ① 国公立・私立等の入学状況が判明した後の各校のキャパシティを踏まえ、2月からの申請受付を行う。
 - ② 各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の生徒数から、各校の「受入可能数」を確定する。
 - ③ 審査会では、Sランクは個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。
 - ④ 「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。申請から入学決定までの流れについては、図表15のとおりとする。

指定校変更の新たな許可基準

※ 現行基準

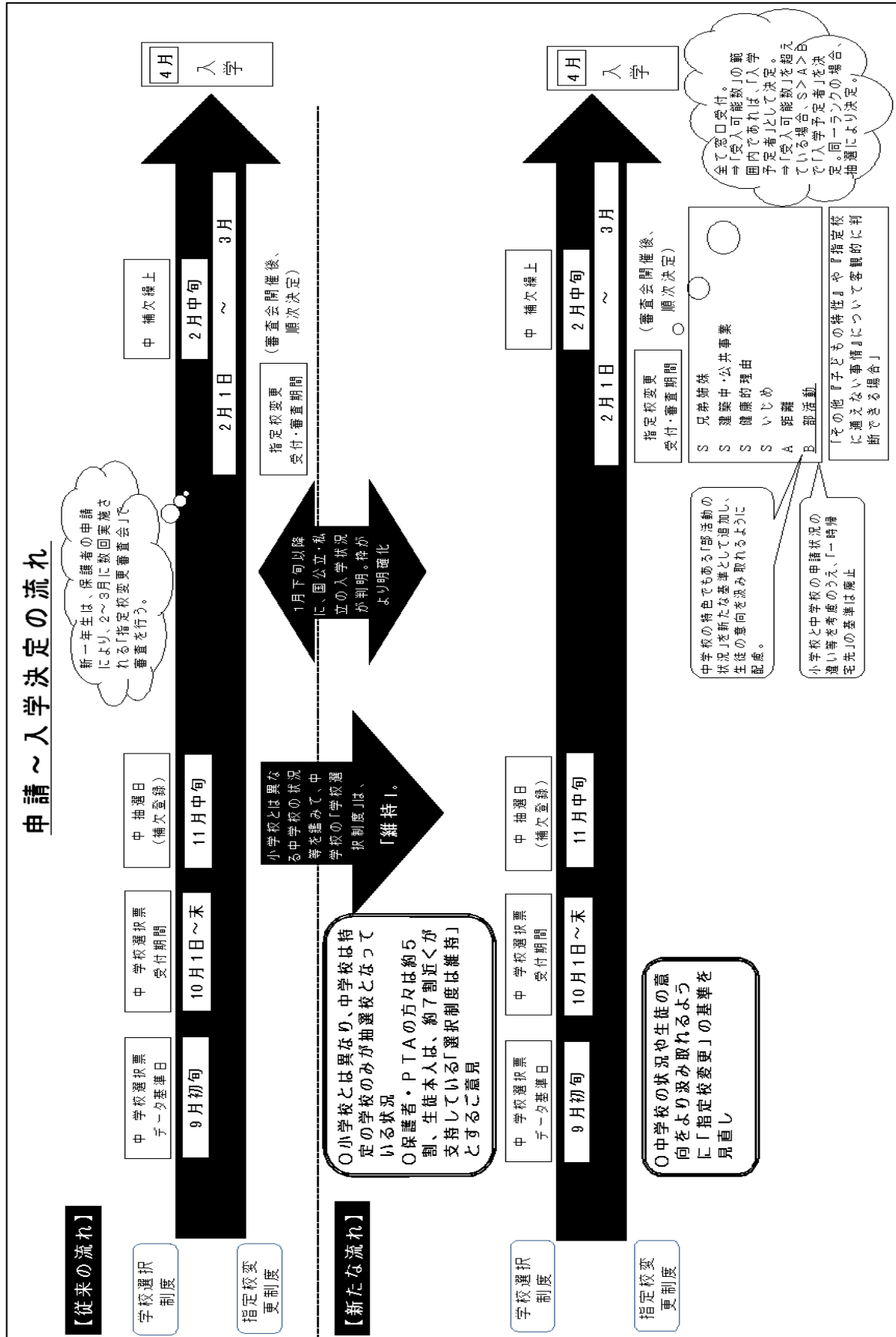
※ 新たな基準

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合（家・マンション等の購入を含む）	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの	
4	区画整理事業・河川改修事業・都営住宅改築事業・都市再開発計画事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の店舗等で、そこが指定された学校以外の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業、について、状況を確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学することが教育上適当と認める場合（高学年児童・生徒に対する配慮）		
7	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合		
8	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な場合		
9	その他特に認められる事情のある場合		

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等	ランク
1	健康的理由 健康的理由により、 <u>指定外の学校</u> に通学することが <u>教育上適当と客観的に判断できる場合</u> ※文言整理	医師の診断書等	通院等が条件	<u>S</u>
2	距離が近い <u>指定校への道のりと、指定外の学校への道のりに原則「2倍以上」差があり、指定校への通学に支障があると客観的に判断できる場合</u> ※文言整理			<u>A</u>
3	転居確実 (1)家を建築中で、建築完成が間近の場合等や、 <u>(2)市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合で、指定外の学校の通学区域の住居への入居予定が間近(1年以内)の場合</u> ※文言整理	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの		<u>S</u>
4	削除 ※新基準では、旧基準 3、4 の内容を「新基準 3」にまとめるため			
5	削除 ※小学校と中学校の状況の違いを考慮のうえ廃止			
6 ※在学生のみのみ	転居後の継続 転居後も引き続き、現在通学している学校に通いたい希望があり、人数・通学の安全・学校状況を鑑み、学校の意見を聞いた上で、継続して通学することが教育上適当と客観的に判断できる場合【許可期間：(原則として)卒業まで】 ※文言整理			
7	兄弟姉妹 兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合			<u>S</u>
8	いじめ 「生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な事情」について配慮することが教育上適当と客観的に判断できる場合 ※文言整理	書類がない場合、関係者への聞き取り等を行う	事実関係精査	<u>S</u>
9	部活動 生徒が希望する部活動が指定校にない等、部活動に特別な配慮を要する具体的な事由があると客観的に判断できる場合 ※新設	希望する部活等に関わる競技実績等	入部の確実性が条件	<u>B</u>
10	その他 その他「子どもの特性」や「指定校に通うことができない事情」について配慮することが教育上適当と客観的に判断できる場合 ※新設			

新規

図表15 申請～入学決定の流れ



資 料

新宿区学校選択制度検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、学校選択制度について検討を行う新宿区学校選択制度検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校選択制度に関すること
- (2) 前号のほか、協議会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員14名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地域関係団体代表 2名以内
- (3) 区立学校、区立幼稚園等に通う児童、生徒等の保護者 4名以内
- (4) 私立幼稚園長 1名以内
- (5) 教育等に従事する新宿区職員（区立保育園長、区立子ども園長及び区立学校長を含む、以下「職員」という。） 5名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日とする。ただし、委員が前条に規定する要件を欠くに至ったときは、当該要件を欠くに至った日までとする。

(役職)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由で協議会の会議に出席できない場合、会長の了解を得て、当該委員が指定するものを代理として、協議会の会議に出席させることができる。こ

の場合において、当該代理者の出席があった場合は、当該委員の出席があったものとみなし、前項の規定を適用する。

- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が協議会の公開が不適当と認めるときは、この限りではない。

(部会の設置)

第 8 条 協議会の会務を円滑に行うため、必要に応じて部会を設置する。

- 2 部会長及び部会員は、第 3 条に定める委員のうちから、会長が指名する。

(意見聴取等)

第 9 条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係部署の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 10 条 協議会及び部会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、別表に掲げる職員が従事する。
3 事務局の庶務は、教育委員会事務局学校運営課において処理する。

(協議)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議の上、これを決定する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

別表 (第 10 条関係)

教育委員会	教育委員会事務局教育調整課長
	教育委員会事務局教育指導課長
	教育委員会事務局教育支援課長
	教育委員会事務局学校運営課長
区長部局	子ども家庭部子ども家庭課長

新宿区学校選択制度検討協議会委員名簿

※敬称略 五十音順

役職	氏名	現職	備考
委員	あさみ じゅんこ 浅見 純子	区立中学校 P T A 協議会代表 (西新宿中学校 P T A 会長)	
委員	あしの みき 芦野 美樹	区立保育園・子ども園長会代表 (高田馬場第二保育園長)	
委員	いじま やすふみ 飯島 泰文	新宿区地区青少年育成委員会代表 (笹筥地区青少年育成委員会会長)	
委員	かたやま あきこ 片山 明子	区立幼稚園 P T A 連合会代表 (余丁町幼稚園 P T A 会長)	
委員	かつの まさあき 勝野 正章	学識経験者 (東京大学院教育学研究科教授)	会 長※
委員	さとう まさあき 佐藤 政明	区立中学校長会代表 (西新宿中学校長)	
委員	さわやなぎ じゅんこ 沢柳 淳子	区立小学校 P T A 連合会代表 (愛日小学校 P T A 副会長)	
委員	ちば しんや 千葉 伸也	新宿区私立幼稚園連合会代表 (伸びる会幼稚園長)	
委員	なかむら ひろこ 中村 廣子	新宿区町会連合会代表 (新宿区町会連合会副会長)	
委員	はちだ みずほ 八田 瑞穂	区立小学校長会代表 (津久戸小学校長)	
委員	ひがしたに くみ 東谷 久美	新宿区私立幼稚園 P T A 連合会代表 (伸びる会幼稚園 P T A 会長)	
委員	ほりえ まさよ 堀江 昌代	区立幼稚園長会代表 (戸塚第二幼稚園長)	
委員	むらかみ ゆうこ 邑上 裕子	学識経験者 (明星大学教育学部教育学科准教授)	副会長※
委員	やまだ ひでゆき 山田 秀之	教育委員会事務局次長	

※会長及び副会長は、第 1 回新宿区学校選択制度検討協議会において、委員の互選により決定した

新宿区学校選択制度検討協議会 開催経過

回	開催日	会議内容
第1回	平成28年5月30日	1 委員委嘱 2 教育長挨拶 3 会長及び副会長の選出について 4 新宿区学校選択制度検討協議会への諮問 5 議事 (1) 学校選択制度のしくみと利用状況等について (2) 協議会の今後の進め方等について(案) (3) 当協議会にあたって各委員から (4) 保護者などへのアンケートの実施について(案) (5) その他
第2回	平成28年6月21日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 協議会の今後の進め方について(案) (2) 保護者及び学校等への意見聴取(アンケート)の実施について (3) 「学校選択制度」の利用状況の推移について (4) その他
第3回	平成28年7月19日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 小学校の「学校選択制度」に関する状況について ① 小学校の「学校選択制度」の利用状況及び抽選校等の推移について ② 小学校の新宿区地域別将来人口推計について ③ 小学校の「学校選択制度」における23区の状況について (2) 中学校の「学校選択制度」に関する状況について ① 中学校の「学校選択制度」の利用状況及び抽選校等の推移について ② 中学校の「新宿区地域別将来人口推計について ③ 中学校の「学校選択制度」における23区の状況について (3) 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れについて (4) 「子どもの安全・安心」の確保における新宿区の対策について (5) その他
第4回	平成28年8月23日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 受入可能数と学校施設の活用状況等について (2) 「学校選択制度」の見直しについての葛飾区・杉並区への調査結果について (3) 保護者などへのアンケートの実施結果について(概要) (4) その他

第5回	平成28年9月26日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 保護者などへのアンケートの実施結果における自由意見の記載について(報告) (2) 小学校の「学校選択制度」の見直し(廃止)の考え方について(案) (3) 中学校の「学校選択制度」の今後の方向性について (4) その他
第6回	平成28年10月17日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 中学校の「指定校変更制度」の見直しについて(案) (2) これまでの検討の到達点と答申に向けてのまとめ方について(案) (3) その他
第7回	平成28年11月15日	1 前回の会議の確認 2 議事 (1) 答申及び報告書の最終決定について(案) (2) その他

28 新教学学第 775 号
平成 28 年 5 月 30 日

新宿区学校選択制度検討協議会会長 様

新宿区教育委員会
教育長 酒井 敏男

学校選択制度に関することについて（諮問）

未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、別紙のとおり諮問します。

記

1 学校選択制度に関連する事項について

新宿区学校選択制度検討協議会への諮問について

未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、下記の事項について諮問します。

記

1 学校選択制度に関連する事項について

アンケート実施状況

No.	対象者	配布数 (枚)	配布数内訳 (枚)		回収数 (枚)	回収率 (%)	種類	内容		
1	小1保護者	1,584			1,301	82.1%	A1	入学した直後の全小・中学校1年生の保護者に対して、アンケートを実施した。		
	中1保護者	854			704	82.4%	A2			
2	未就学児(5歳児) 保護者	311	幼	区	余丁町	21	190	61.1%	B	小学校に入学する前の未就学児(5歳児)の保護者に対して、アンケートを実施した。なお、「牛込地区」「四谷地区」「戸塚・大久保地区」「落合地区」「淀橋・西戸山地区」の地域バランスを考慮した上で、区立私立幼稚園・区立私立保育園・区立私立こども園各2園に通う未就学児保護者を対象とした。
				区	西戸山	30				
				私	下落合みどり	19				
				私	四谷新生	19				
			保	区	弁天町	25				
				区	中落合第二	22				
			私	私	新宿成子坂愛育園	23				
				私	新宿こだま	20				
			こ	区	四谷	50				
				区	西新宿	30				
私	茶々ひがしとやま	35								
	大久保わかくさ	17								
3	小6保護者	621	学校 選択できない	市谷	90	506	81.5%	C	中学校に入学する前の小学6年生の保護者に対して、アンケートを実施した。なお、「牛込地区」「四谷地区」「戸塚・大久保地区」「落合地区」「淀橋・西戸山地区」の地域バランスを考慮した上で、各地区の学校に通う小学6年生保護者を対象とした。	
				早稲田	88					
				四谷	70					
				落合第一	69					
				西戸山	88					
			学校 選択できた	牛込仲之	29					
				鶴巻	21					
				四谷第六	40					
				落合第二	67					
				戸山	59					
4	中3生徒	407	ブロック	牛込第一	88	351	86.2%	D1	卒業を控える中学の最高学年として、中学3年生徒本人及び保護者に対して、アンケートを実施した。なお、「牛込地区」「四谷地区」「戸塚・大久保地区」「落合地区」「淀橋・西戸山地区」の地域バランスを考慮した上で、各地区の学校に通う中学3年生徒及び保護者を対象とした。	
				四谷	84					
				落合第二	88					
				西新宿	71					
				新宿	76					
	中3保護者	407	ブロック	牛込第一	88	294	72.2%	D2		
				四谷	84					
				落合第二	88					
				西新宿	71					
				新宿	76					
5	小学校長・副校長	58			78	100.0%	E1	全小・中学校の校長・副校長に対して、アンケートを実施した。		
	中学校長・副校長	20	E2							
6	小学校担任	103			143	89.4%	F1	保護者・生徒にアンケートを実施する小学1・6年生及び中学1・3年生の担任に対して、アンケートを実施した。なお、全小・中学校を対象とした。		
	中学校担任	57	F2							
7	小学校PTA(会長・副会長)	58			107	86.3%	G1	各幼稚園(区立・私立)・小学校・中学校のPTA会長・副会長(各1名)に対して、アンケートを実施した。		
	中学校PTA(会長・副会長)	20	G2							
	幼稚園PTA(会長・副会長)	46	G3							
8	小学校スクールコーディネーター	29			36	92.3%	H1	全小・中学校のスクールコーディネーターに対して、アンケートを実施した。		
	中学校スクールコーディネーター	10	H2							
9	園長	46			43	93.5%	I	保育園・こども園・幼稚園長に対して、アンケートを実施した。「牛込地区」「四谷地区」「戸塚・大久保地区」「落合地区」「淀橋・西戸山地区」の地域バランスを考慮した上で、各地区の園を対象とした。		
10	町会・自治会(会長)	200			128	64.0%	J1	各町会・自治会の会長に対して、アンケートを実施した。青少年育成委員会の会長・副会長(各1名)に対して、アンケートを実施した。		
	育成会(会長・副会長)	20	16	80.0%	J2					
合計		4,851			3,897	80.3%				

小学校関係のアンケート集約結果(概要)

資料6-2

※各カテゴリー、各質問毎の、上位5つの選択肢を掲載

カテゴリー記号		A1	B	E1	F1	G1	G3	H1	I	J1	J2
各カテゴリー	順位	小学校1年 保護者	未就学児 保護者	小学校 校長、副校長	小学校 学級担任	小学校 P T A	幼稚園 P T A	小学校 スクールコーディネーター	幼、保、子、各園長	町会会長	育成会 会長、副会長
「学校選択 制度」が導 入されたこ とで、保護 者や地域 にとって良 かった点	1	1 保護者や児童自 身が、学校を決める 自由度が高まる 【43.45%】 《1,051件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まる 【47.11%】 《155件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【56.82%】 《50件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【54.01%】 《74件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【44.12%】 《45件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まる 【36.36%】 《32件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【52.94%】 《18件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【37.5%】 《36件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【39.89%】 《75件》	1 保護者や児童自身 が、学校を決める自 由度が高まった【50%】 《12件》
	2	2 保護者の学校へ の関心・興味が高ま る【26.91%】 《651件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まる 【26.44%】 《87件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【35.23%】 《31件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【32.85%】 《45件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【29.41%】 《30件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まる 【35.23%】 《31件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【32.35%】 《11件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【34.38%】 《33件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まっ た【26.6%】 《50件》	2 保護者の学校への関 心・興味が高まった 【25%】 《6件》
	3	6 教職員の教育に 対する意識・情熱が 向上する【14.43%】 《349件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上する【14.89%】 《49件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まった【2.27%】 《2件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まった【2.92%】 《4件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まった 【7.84%】 《8件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上する【13.64%】 《12件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【11.76%】 《4件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【15.63%】 《15件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【12.77%】 《24件》	3 P T A活動・学校行 事への参加が増えた 【8.33%】 《2件》
	4	5 児童自身の学校 への愛着が高まる 【8.1%】 《196件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まる 【8.21%】 《27件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まった 【2.27%】 《2件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まった 【2.92%】 《4件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え た【6.86%】 《7件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え た【5.68%】 《5件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まった【2.94%】 《1件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まった 【6.25%】 《6件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま った【9.57%】 《18件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【8.33%】 《2件》
	5	4 学校と地域との 連携・つながりが深 まる【4.75%】 《115件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え る【1.82%】 《6件》	7 その他【2.27%】 《2件》	7 その他【2.92%】 《4件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【6.86%】 《7件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま る【4.55%】 《4件》	-	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え た【3.13%】 《3件》	5 児童自身の学校へ の愛着が高まった 【5.85%】 《11件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま った【4.17%】 《1件》
「学校選択 制度」が導 入されたこ とで、保護 者や地域 にとって課 題となっ ている点	1	5 学校の規模の格差 が増大する 【33.53%】 《788件》	5 学校の規模の格差 が増大する 【32.55%】 《111件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【31.74%】 《53件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【35.29%】 《72件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【45.83%】 《33件》	5 学校の規模の格差 が増大する 【32.94%】 《28件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【29.41%】 《20件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【27.83%】 《32件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【31.82%】 《63件》	1 通学時の安全性の確 保が難しくなった 【39.29%】 《11件》
	2	1 通学時の安全性の 確保が難しくなる 【28.85%】 《678件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなる 【31.67%】 《108件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【23.35%】《39件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【24.02%】《49件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【29.17%】 《21件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなる 【27.06%】 《23件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【27.94%】 《19件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくなった 【26.96%】 《31件》	5 学校の規模の格差 が増大した【27.27%】 《54件》	5 学校の規模の格差が 増大した【28.57%】 《8件》
	3	2 広い区域の児童が 通学するため、児童 の指導面や、学校と 家庭との連携に困難 が生じる【15.45%】 《363件》	2 広い区域の児童が 通学するため、児童 の指導面や、学校と家 庭との連携に困難が生 じる【15.25%】 《52件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【21.56%】 《36件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【22.55%】 《46件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【9.72%】 《7件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じる 【18.82%】 《16件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【20.59%】 《14件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【20.87%】 《24件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減った 【12.63%】 《25件》	2 広い区域の児童の通 学により、指導面や、 学校と家庭の連携に困 難が生じた【21.43%】 《6件》
	4	6 学校への風評・評 価を意識して、学校 の教育活動が制約さ れるようになる 【10.51%】《247件》	6 学校への風評・評 価を意識して、学校 の教育活動が制約さ れるようになる 【10.26%】《35件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減っ た【13.77%】 《23件》	6 学校への風評・評 価を意識して、学校 の教育活動が制約さ れるようになった 【6.86%】《14件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減っ た【6.94%】 《5件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減る 【8.24%】 《7件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減る 【13.24%】 《9件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減っ た【13.04%】 《15件》	2 広い区域の児童の 通学により、指導面 や、学校と家庭の連 携に困難が生じた 【11.62%】《23件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教 育活動が制約されるよ うになった【7.14%】 《2件》
	5	4 学校と地域との連 携・つながりが減る 【7.28%】 《171件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減る 【7.62%】 《26件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が減っ た【5.38%】 《9件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減っ た【6.37%】 《13件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が減っ た【4.17%】 《3件》	6 学校への風評・評 価を意識して、学校 の教育活動が制約さ れるようになる 【7.06%】《6件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が減っ た【4.41%】 《3件》	6 学校への風評・評 価を意識して、学校 の教育活動が制約さ れるようになった 【9.57%】《11件》	6 学校への風評・評 価を意識して、学校の 教育活動が制約され るようになった 【10.1%】《20件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減った 【3.57%】 《1件》

小学校関係のアンケート集約結果(概要)

資料6-3

※(指定校変更、選択制度のあり方の設問以外は)各カテゴリー、各質問毎の、上位5つの選択肢を掲載

カテゴリー記号		A1	B	E1	F1	G1	G3	H1	I	J1	J2
各カテゴリー	順位	小学校1年保護者	未就学児保護者	小学校校長、副校長	小学校学級担任	小学校PTA	幼稚園PTA	小学校スクールコーディネーター	幼、保、子、各園長	町会会長	育成会会長、副会長
PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況	1	1 学校が主催する行事(運動会や学芸会(文化祭等)に参加した、又は参加予定である【22.99%】《1,257件》	1 学校が主催する行事(運動会や学芸会(文化祭等)に参加したい【25.04%】《173件》	6 地域の行事等に、児童や保護者が、積極的に参加しなくなった【29.41%】《20件》	4 通学区域外の児童により、複数の地域の情報が学校に伝わるようになった【27.27%】《27件》	1 特に影響は感じていない【88%】《44件》	3 現時点ではわからない【44.74%】《17件》	6 地域の行事等に、児童や保護者が、積極的に参加しなくなった【24.24%】《8件》	4 通学区域外の園児により、複数の地域の情報が園に伝わるようになった【33.33%】《14件》	1 小学校と地域のつながりが薄くなった【23.78%】《39件》	2 通学区域外の児童が地域活動等に参加し、地域が活性化した【25%】《3件》
	2	2 学校公開・授業参観等に参加した、又は参加予定である【22.92%】《1,253件》	2 学校公開・授業参観等に参加したい【24.89%】《172件》	7 その他【20.59%】《14件》	1 学校と地域のつながりが薄くなった【17.17%】《17件》	2 通学区域外の保護者もPTA活動等に参加し、活動が盛り上がった【6%】《3件》	2 影響しないと思う【34.21%】《13件》	5 地域の行事等にも、通学区域外の児童や保護者が伝わり、より盛り上がった【18.18%】《6件》	7 その他【28.57%】《12件》	6 地域の行事等に、児童や保護者が、積極的に参加しなくなった【22.56%】《37件》	4 通学区域外の児童により、複数の地域の情報が、学校に伝わるようになった【25%】《3件》
	3	3 通学している学校の地域が主催する行事(盆踊りやお祭り等)に参加した、又は参加予定【18.42%】《1,007件》	3 通学している学校の地域が主催する行事(盆踊りやお祭り等)に参加した、又は参加予定【16.79%】《116件》	1 学校と地域のつながりが薄くなった【19.12%】《13件》	2 通学区域外の児童も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【14.14%】《14件》	3 通学区域外の保護者もPTA活動等にあまり参加せず、活動が低下した【2%】《1件》	1 影響すると思う【21.05%】《8件》	1 学校と地域のつながりが薄くなった【15.15%】《5件》	1 園児と地域のつながりが薄くなった【14.29%】《6件》	5 地域の行事等に、通学区域外の児童・保護者が参加し、より盛り上がるようになった【19.51%】《32件》	5 地域の行事等に、通学区域外の児童・保護者が参加し、より盛り上がるようになった【25%】《3件》
	4	4 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加した、又は参加予定【14.47%】《791件》	4 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加したい【13.89%】《96件》	4 通学区域外の児童により、複数の地域の情報が学校に伝わるようになった【16.18%】《11件》	5 地域の行事等にも、通学区域外の児童や保護者が伝わり、より盛り上がった【14.14%】《14件》	4 児童の行き来で、子どもの意欲も増し、結果的にPTA活動も盛り上がった【2%】《1件》		7 その他【15.15%】《5件》	2 通学区域外の園児も地域活動等に参加し、園児と地域の繋がりが強まった【9.52%】《4件》	2 通学区域外の児童が地域活動等に参加し、地域が活性化した【17.68%】《29件》	1 小学校と地域のつながりが薄くなった【16.67%】《2件》
	5	5 PTAが主催する行事(物作り体験や講演会等)に参加した、又は参加予定である【13.65%】《746件》	6 青少年育成会・おやじの会等の主催行事(キャンプや餅つき)に参加したい【9.12%】《63件》	2 通学区域外の児童も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【8.82%】《6件》	6 地域の行事等に、児童や保護者が、積極的に参加しなくなった【13.13%】《13件》	5 児童の行き来に伴い、意欲ある保護者をPTAに誘えなくなり、活動も低下した【2%】《1件》		2 通学区域外の児童も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【9.09%】《3件》	5 地域の行事等にも、通学区域外の園児や保護者が伝わり、より盛り上がった【7.14%】《3件》	4 通学区域外の児童により、複数の地域の情報が、学校に伝わるようになった【10.98%】《18件》	6 地域の行事等に、児童や保護者が、積極的に参加しなくなった【8.33%】《1件》
「指定校変更制度」のしくみを知っているか	1	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【52.18%】《670件》	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【57.98%】《109件》					1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【76%】《19件》	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【66.67%】《28件》	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【47.97%】《59件》	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【68.75%】《11件》
	2	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【24.38%】《313件》	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【23.4%】《44件》					2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【24%】《6件》	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【16.67%】《7件》	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【30.08%】《37件》	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【18.75%】《3件》
	3	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【23.44%】《301件》	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【18.62%】《35件》						3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【16.67%】《7件》	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【21.95%】《27件》	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【12.5%】《2件》
最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方	1	1 選択制度は維持【34.64%】《441件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【35.87%】《66件》	4 選択制度は必要なし【53.57%】《30件》	3 指定校変更の周知徹底【31.11%】《28件》	1 選択制度は維持【36%】《18件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【42.11%】《16件》	4 選択制度は必要なし【42.31%】《11件》	3 指定校変更の周知徹底【41.86%】《18件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【34.71%】《42件》	4 選択制度は必要なし【37.5%】《6件》
	2	2 選択制度と指定校変更の一本化【33.23%】《423件》	1 選択制度は維持【30.98%】《57件》	3 指定校変更の周知徹底【25%】《14件》	4 選択制度は必要なし【28.89%】《26件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【34%】《17件》	1 選択制度は維持【23.68%】《9件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【30.77%】《8件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【37.21%】《16件》	4 選択制度は必要なし【28.93%】《35件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【31.25%】《5件》
	3	3 指定校変更の周知徹底【20.9%】《266件》	3 指定校変更の周知徹底【20.11%】《37件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【17.86%】《10件》	2 選択制度と指定校変更の一本化【25.56%】《23件》	3 指定校変更の周知徹底【22%】《11件》	4 選択制度は必要なし【18.42%】《7件》	3 指定校変更の周知徹底【19.23%】《5件》	4 選択制度は必要なし【13.95%】《6件》	3 指定校変更の周知徹底【23.97%】《29件》	3 指定校変更の周知徹底【25%】《4件》
	4	4 選択制度は必要なし【11.23%】《143件》	4 選択制度は必要なし【13.04%】《24件》	1 選択制度は維持【3.57%】《2件》	1 選択制度は維持【14.44%】《13件》	4 選択制度は必要なし【8%】《4件》	3 指定校変更の周知徹底【15.79%】《6件》	1 選択制度は維持【7.69%】《2件》	1 選択制度は維持【6.98%】《3件》	1 選択制度は維持【12.4%】《15件》	1 選択制度は維持【6.25%】《1件》

中学校関係のアンケート集約結果(概要)

※各カテゴリー、各質問毎の、上位5つの選択肢を掲載

カテゴリー記号		A2	C	D1	D2	E2	F2	G2	H2	J1	J2
各カテゴリー	順位	中学校1年 保護者	小学校6年 保護者	中学校3年 生 徒	中学校3年 保護者	中 学 校 校長、副校長	中 学 校 学 級 担 任	中 学 校 P T A	中 学 校 ス ー ル コ ー デ イ ナ ー	町 会 会 長	育 成 会 会 長、副 会 長
「学校選択 制度」が導 入されたこ とで、保護 者や地域 にとって良 かった点	1	1 保護者や生徒自 身が、学校を決める 自由度が高まる 【41.55%】 《563件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まる 【43.64%】 《422件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【51.36%】 《246件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【50.66%】 《231件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【39.53%】 《17件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【52.78%】 《38件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【40.91%】 《18件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【52.94%】 《9件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった 【43.23%】 《83件》	1 保護者や生徒自身 が、学校を決める自 由度が高まった【50%】 《12件》
	2	2 保護者の学校へ の関心・興味が高ま る【22.8%】 《309件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高まる 【22.34%】 《216件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【17.33%】 《83件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【24.12%】 《110件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【32.56%】 《14件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【30.56%】 《22件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【31.82%】 《14件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【23.53%】 《4件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま った【27.08%】 《52件》	2 保護者の学校への関 心・興味が高まった 【29.17%】 《7件》
	3	5 生徒自身の学校 への愛着が高まる 【17.05%】 《231件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まる 【15.82%】 《153件》	2 保護者の学校への 関心・興味が高ま ったように思う 【10.44%】 《50件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【11.84%】 《54件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【16.28%】 《7件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まった【4.17%】 《3件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【15.91%】 《7件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【17.65%】 《3件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【12.5%】 《24件》	5 生徒自身の学校への 愛着が高まった 【8.33%】 《2件》
	4	6 教職員の教育に 対する意識・情熱が 向上する【12.47%】 《169件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上する【13.44%】 《130件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まったように思う 【8.14%】 《39件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【7.89%】 《36件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【6.98%】 《3件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【4.17%】 《3件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【6.82%】 《3件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【5.88%】 《1件》	5 生徒自身の学校へ の愛着が高まった 【7.81%】 《15件》	6 教職員の教育に対 する意識・情熱が向 上した【8.33%】 《2件》
	5	4 学校と地域との 連携・つながりが深 まる【3.1%】 《42件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま る【3%】 《29件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え たように思う 【7.1%】 《34件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深 まった【2.85%】 《13件》	7 その他【4.65%】 《2件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え た【2.78%】 《2件》	3 P T A活動・学校 行事への参加が増え た【4.55%】 《2件》	-	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま った【5.21%】 《10件》	4 学校と地域との連 携・つながりが深ま った【4.17%】 《1件》
「学校選択 制度」が導 入されたこ とで、保護 者や地域 にとって課 題となっ ている点	1	5 学校の規模の格 差が増大する 【30.8%】 《356件》	5 学校の規模の格 差が増大する 【31.95%】 《278件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【32.51%】 《132件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【29.57%】 《118件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【26.92%】《14 件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【34.15%】《42 件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【35.9%】 《14件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【29.17%】《7 件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【26.87%】 《54件》	1 通学時の安全性の 確保が難しくな った【44.44%】 《12件》
	2	1 通学時の安全性 の確保が難しくなる 【26.12%】 《302件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくなる 【25.29%】 《220件》	2 広い区域の生徒が通 学するため、児童の指導 面や、学校と家庭との連 携に困難が生じた 【21.67%】《88件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【27.07%】 《108件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【25.00%】《13 件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【28.46%】 《35件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【28.21%】《11 件》	1 通学時の安全性 の確保が難しくな った【20.83%】《5 件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【26.87%】 《54件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【22.22%】 《6件》
	3	2 広い区域の生徒が通 学するため、生徒の指導 面や、学校と家庭との連 携に困難が生じる 【16.44%】《190件》	2 広い区域の生徒が通 学するため、児童の指導 面や、学校と家庭との連 携に困難が生じる 【17.13%】《149件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【17.24%】 《70件》	2 広い区域の生徒が通 学するため、児童の指導 面や、学校と家庭との連 携に困難が生じた 【17.54%】《70件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【19.23%】 《10件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【16.26%】 《20件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【17.95%】《7 件》	5 学校の規模の格 差が増大した 【20.83%】 《5件》	2 広い区域の生徒の通 学により、指導面や、学 校と家庭の連携に困難が 生じた【16.42%】 《33件》	5 学校の規模の格差 が増大した 【22.22%】 《6件》
	4	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になる【10.9%】《126件》	4 学校と地域との 連携・つながりが減 る【9.89%】 《86件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【15.27%】 《62件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【12.53%】 《50件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【15.38%】 《8件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【7.32%】《9件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【10.26%】 《4件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【16.67%】 《4件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【12.44%】 《25件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【7.41%】 《2件》
	5	4 学校と地域との 連携・つながりが減 る【9.08%】《105 件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になる【9.89%】 《86件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【7.14%】 《29件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【8.02%】 《32件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【7.69%】 《4件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【4.88%】 《6件》	6 学校への風評・評価 を意識して、学校の教育 活動が制約されるよう になった【7.69%】 《3件》	3 P T A活動・学 校行事への参加が 減った【8.33%】《2 件》	4 学校と地域との 連携・つながりが 減った【11.44%】 《23件》	4 学校と地域との連 携・つながりが減 った【3.7%】 《1件》

中学校関係のアンケート集約結果(概要)

※(指定校変更、選択制度のあり方の設問以外は)各カテゴリー、各質問毎の、上位5つの選択肢を掲載

カテゴリー記号		A2	C	D1	D2	E2	F2	G2	H2	J1	J2		
各カテゴリー	順位	中学校1年保護者	小学校6年保護者	中学校3年生 生徒	中学校3年保護者	中学校 校長、副校長	中学校 学級担任	中学校 P T A	中学校 スクールコーディネーター	町会会長	育成会 会長、副会長		
PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況	1	1 学校が主催する行事(運動会や学芸会(文化祭等)に参加した、又は参加予定である【29.66%】《659件》)	1 学校が主催する行事(運動会や学芸会(文化祭等)に参加したい【31.68%】《416件》)	1 通学している学校の地域が主催する行事(盆踊りやお祭り等)に参加した、又は参加予定【41.78%】《221件》)	1 学校が主催する行事(運動会や学芸会(文化祭等)に参加した、又は参加予定である【29.51%】《265件》)	6 地域の行事等に、生徒や保護者が、積極的に参加しなくなった【31.82%】《7件》)	1 学校と地域のつながりが薄くなった【29.63%】《16件》)	1 特に影響は感じていない【83.33%】《15件》)	6 地域の行事等に、生徒や保護者が、積極的に参加しなくなった【35.71%】《5件》)	1 中学校と地域のつながりが薄くなった【32.65%】《48件》)	6 地域の行事等に、生徒や保護者が、積極的に参加しなくなった【28.57%】《4件》)		
	2	2 学校公開・授業参観等に参加した、又は参加予定である【27.59%】《613件》)	2 学校公開・授業参観等に参加したい【31.45%】《413件》)	2 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加した、又は参加予定【23.25%】《123件》)	2 学校公開・授業参観等に参加した、又は参加予定である【22.61%】《203件》)	1 学校と地域のつながりが薄くなった【27.27%】《6件》)	4 通学区域外の生徒により、複数の地域の情報が学校に伝わるようになった【27.78%】《15件》)	2 通学区域外の保護者もPTA活動等に参加し、活動が盛り上がった【11.11%】《2件》)	1 学校と地域のつながりが薄くなった【28.57%】《4件》)	6 地域の行事等に、生徒や保護者が、積極的に参加しなくなった【24.49%】《36件》)	4 通学区域外の生徒により、複数の地域の情報が、学校に伝わるようになった【21.43%】《3件》)		
	3	3 通学している学校の地域が主催する行事(盆踊りやお祭り等)に参加した、又は参加予定【15.93%】《354件》)	3 通学している学校の地域が主催する行事(盆踊りやお祭り等)に参加した、又は参加予定【12.87%】《169件》)	5 学校や地域等が主催する行事等はあまり興味がなく、参加しない、又は参加予定はない【13.8%】《73件》)	3 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加した、又は参加予定【17.82%】《160件》)	4 通学区域外の生徒により、複数の地域の情報が学校に伝わるようになった【22.73%】《5件》)	6 地域の行事等に、生徒や保護者が、積極的に参加しなくなった【16.67%】《9件》)	3 通学区域外の保護者もPTA活動等にあまり参加せず、活動が低下した【5.56%】《1件》)	2 通学区域外の生徒も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【21.43%】《3件》)	3 中学校の情報が、地域に伝わってこなくなった【17.69%】《26件》)	1 中学校と地域のつながりが薄くなった【14.29%】《2件》)		
	4	4 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加した、又は参加予定【11.21%】《249件》)	4 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加したい【9.52%】《125件》)	4 青少年育成会・おやじの会等の主催行事(キャンプや餅つき)に参加した、又は参加予定【12.85%】《68件》)	4 通学している学校の地域の商店街が主催する行事(お祭り等)に参加した、又は参加予定【12.03%】《108件》)	2 通学区域外の生徒も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【9.09%】《2件》)	7 その他【9.26%】《5件》)	-	3 地域の情報が学校に伝わってこなくなった【7.14%】《1件》)	2 通学区域外の生徒が地域活動等に参加し、地域が活性化した【8.84%】《13件》)	2 通学区域外の生徒が地域活動等に参加し、地域が活性化した【14.29%】《2件》)		
	5	5 PTAが主催する行事(物作り体験や講演会等)に参加した、又は参加予定である【10.31%】《229件》)	5 PTAが主催する行事(物作り体験や講演会等)に参加したい【7.92%】《104件》)	3 PTAが主催する行事(物作り体験や講演会等)に参加した、又は参加予定である【6.81%】《36件》)	5 PTAが主催する行事(物作り体験や講演会等)に参加した、又は参加予定である【10.02%】《90件》)	3 地域の情報が学校に伝わってこなくなった【4.55%】《1件》)	2 通学区域外の生徒も地域活動等に参加し、学校と地域の繋がりが強まった【7.41%】《4件》)	-	7 その他【7.14%】《1件》)	5 地域の行事等に、通学区域外の生徒・保護者が参加し、より盛り上がるようになった【8.84%】《13件》)	5 地域の行事等に、通学区域外の生徒・保護者が参加し、より盛り上がるようになった【14.29%】《2件》)		
「指定校変更制度」のしくみを知っているか	1	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【44.46%】《309件》)	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【50.4%】《253件》)	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【60.49%】《199件》)	3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【40.34%】《117件》)	/	/	/	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【50%】《5件》)	【再掲】2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【47.97%】《59件》)	【再掲】1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【68.75%】《11件》)		
	2	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【28.2%】《196件》)	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【28.29%】《142件》)	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【21.88%】《72件》)	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【31.03%】《90件》)				1 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【10%】《1件》)	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【40%】《37件》)	【再掲】3 「指定校変更制度」の制度があることは知らなかった【30.08%】《37件》)	【再掲】3 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【21.95%】《27件》)	【再掲】3 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【18.75%】《3件》)
	3	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【27.34%】《190件》)	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【21.31%】《107件》)	1 「指定校変更制度」の制度があることも、その内容も知っていた【17.63%】《58件》)	2 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【28.62%】《83件》)				3 「指定校変更制度」の制度は知っていたが、内容までは知らなかった【12.5%】《2件》)				
最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方	1	1 選択制度は維持【48.04%】《331件》)	1 選択制度は維持【45.98%】《229件》)	1 選択制度は維持【67.5%】《216件》)	1 選択制度は維持【44.21%】《126件》)	4 選択制度は必要なし【50%】《9件》)	4 選択制度は必要なし【33.33%】《17件》)	1 選択制度は維持【47.37%】《9件》)	1 選択制度は維持【40%】《4件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【36.67%】《44件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【50%】《8件》)		
	2	2 選択制度と指定校変更の一本化【27.87%】《192件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【33.13%】《165件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【15.63%】《50件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【27.72%】《79件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【22.22%】《4件》)	1 選択制度は維持【25.49%】《13件》)	3 指定校変更の周知徹底【26.32%】《5件》)	4 選択制度は必要なし【30%】《3件》)	4 選択制度は必要なし【23.33%】《28件》)	4 選択制度は必要なし【25%】《4件》)		
	3	3 指定校変更の周知徹底【16.4%】《113件》)	3 指定校変更の周知徹底【13.45%】《67件》)	3 指定校変更の周知徹底【10.31%】《33件》)	3 指定校変更の周知徹底【18.95%】《54件》)	3 指定校変更の周知徹底【22.22%】《4件》)	3 指定校変更の周知徹底【23.53%】《12件》)	4 選択制度は必要なし【15.79%】《3件》)	3 指定校変更の周知徹底【20%】《2件》)	3 指定校変更の周知徹底【21.67%】《26件》)	3 指定校変更の周知徹底【18.75%】《3件》)		
	4	4 選択制度は必要なし【7.69%】《53件》)	4 選択制度は必要なし【7.43%】《37件》)	4 選択制度は必要なし【6.56%】《21件》)	4 選択制度は必要なし【9.12%】《26件》)	1 選択制度は維持【5.56%】《1件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【17.65%】《9件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【10.53%】《2件》)	2 選択制度と指定校変更の一本化【10%】《1件》)	1 選択制度は維持【18.33%】《22件》)	1 選択制度は維持【6.25%】《1件》)		

小学校関係のアンケートの主な自由意見について

カテゴリー記号	A1 小学校1年 保護者	B 未就学児 保護者	F1 小学校 学級担任	G1 小学校 PTA	G3 幼稚園 PTA	H1 小学校 スクールコーディネーター	I 幼、保、子、各園長
1 選択制度は維持	「学校選択制度」により、選ぶ自由度・学校の特色づくりなど、とても子供、保護者にとって、良い環境にあると思います。ただ、それにより、格差などが出来ていることに、新宿区の認識が保護者との認識に差があると思う。	ぜひ「学校選択制度」を利用したいと考えています。「選択できない学校」については、クラス数を増やしてできる限り希望が通るように努力をして頂きたいと思っています。	特になし。	理由を問わず選択できるのは自由が確保されて良いと思います。児童数の増減で単一学級になった場合トラブルをかかえた子供を思うと「指定校変更」も速やかに対応頂きたいです。	自分が住んでいる場所や、その年によって、状況は変わってくると思うので、子供が増えてきているから、だけの理由で選択制度をなくすのは疑問が残ります。		
	「学校選択制度」は良い制度だと思えますが、児童の通学の安全性や学校の規模の問題もやはり出る要因と思われるので、多少の制限は必要なのかと思えます。	近年の子供の増加や、広い地域からの登校等、問題点もあり、「学校選択制度」は無くしても良いと思うが、いざ、自分の子供が該当となるとあえてこの年にその制度を無くす事はして欲しくないと感じる。		基本的には、賛成であるが地域・町会のことを考えると、地元住人の子どもが別の地域の学校へ行くことで地元離れが心配である。	学校を選ぶ自由は、あって然るべきだと思います。ただ、やはり公立に関してはあまり学校による格差があるのはよくないと思うので、ある程度の基準は必要だと思います。		
2 選択制度と指定校変更の一本化	様々な理由で学校を選択していると思うので、自由に選べるようにしてほしい。	通学区域外の学校を選択しようかとも思いますが、自宅から遠くなる分、通学時が心配です。	地域の口コミのようなものがSNS等の広がりによって広がりやすくなっている。そうした不確定な情報で、学校の児童数が大きく偏るような状況は避けられるようにしたいと思う。	「学校選択制度」を希望しましたが、補欠となり、最終的に1月末頃に繰り上がりなく、現在は、自宅近隣の小学校に通学しています。補欠となってからの最終決定までの期間が長すぎると感じました。	家の近くに学校があるのですが、区域外であり。更に「選択できない学校」に指定されているため、通うことができません。通学の安全を考えると、近い場所の方が、安心ですし、学校行事・PTA活動もやり易くなります。	「学校選択制度」により、子どもの個性にあった学校で学ぶことができるので良いと思う反面、通学時の安全確保に不安がある。	「学校選択制度」を導入することで、各学校が教育レベルを上げたり、雰囲気や良くなる努力がされるなら大変好ましいと思います。
	学校を決める自由度が高まる利点と学校によって各クラスの人数によりますます差が出ることは、問題があると思うので、難しい問題だと思います。	「学校選択制度」は、確かに学校を選べる自由度が高まる利点はあるが、その反面、人気校への偏り、校風への影響などがあると感じます。	学校を選択できる制度は、子どもの可能性が広がりとても良い制度だと思ふ。しかし、学校としては選択できる(される)特色を出していかななくてはならないので、難しさもあると思う。	公立の小学校に対して過度に期待している家庭があると思う。そのような家庭のために現行の「学校選択制度」を残し、自分でできる範囲での選択したという満足感があると良いと思う。	その年によって入れたり入れなかったりすると兄弟(姉妹)で違う学校に行かなければいけないかもしれないので、いっそのこと選択出来なくてもいいんじゃないかと思う。	「選択出来ない学校」が増加しては、「学校選択制度」の意味がなくなってしまいます。反対にちょっとした情報や噂に流され、指定校に行かない傾向もあるように思います。学校間の格差が広がる要因になります。	現在の「指定校変更制度」では3月末でも変更が可能となる。人数の把握、入学者や進学先の把握等が難しいため、×切を早くする必要があるのではないか。
3 指定校変更の周知徹底	「学校選択制度」はあってもよいとは思いますが、特別な事情があって「指定校変更制度」を利用する方を優先するなどの配慮は必要だと思います。	そもそも、公立の小学校で、高い教育方針を掲げて、児童を奪い合う必要があるのか。それは私立小学校の範疇では。公立というのは、全ての小学校において、充実した教育を平等に受けることができることが理想		祖父・父の出身校に通わせたく、「学校選択制度」の申請をしましたが叶わず、学区の小学校に通うことになりました。結果、とても良い環境で学ばせていただき、むしろ申請が通らなくて良かったと思っています。	今の時代、どのようなことが起こるかかわからないので、選択出来るという選択肢があるということで安心しました。	地域性を重要視するのであれば、特別必要と思われる児童のみの変更がいいのではと思う。通学時間は子供にとって、とても大変な気がします。	一長一短があり、これをしばらく続けて様子を見るべき。長所が短所に勝れば、続けるべき。
	小学校には選択は必要ないと思う。「指定校変更制度」は維持してほしい。中学は私立との競争になるように思う。	通学区域の学校の児童数が少ないため、以前は「学校指定制度」を利用したいと考えていました。子供自身も幼稚園の友達と同じ学校に入学を希望しています。(隣接する学校)		「特別な事情」による指定校の変更が出来るようにすることは必要だと思いますが、それ以外の理由で学校選択をするほど、学校別に教育内容(教育の質)に差があるようでは困ります。	学校を選択する基準として、親としては規模や校風が子供に一番合っている学校というのが1番だと思ふが、子供はおそらく、仲の良いお友達が通っている学校が一番ということになるのではないかと思う。	豊かな教育活動は、「学校選択制度」がなくても、学校は、努力していると思う。コーディネーターが配置されている時点で、教育現場に教員以外の講師が登場し、マンネリ化を打破していると考えます。	早稲田小学校、鶴巻小学校が近隣にある。姉が鶴巻小学校だが6年間クラス替えがなかった。メリットもあるが、デメリットもある。友だち関係は難しいという話をされた、保護者がいました。弟は早稲田小に入りました。
4 選択制度は必要なし	「学校選択制度」はあまり必要を感じません。昔の様に学区の学校に通学する事が近所の知り合い友達も増え、地域との交流も増えて良いと思うからです。	選択制度があっても、学校側にスペースの問題で受け入れ体制が整っていないと難しいように感じました。しかし、いじめや不登校の時に転校も選択肢の一つとして考えられることは心強く感じます。	以前、他区の小学校で、新しい設備の学校に集中し、古い学校の前を多くの児童が通り通学する様子があり、条件で既に厳しい状況があると思いました。通学時の安全性の確保も難しいと思いました。	「学校選択制度」の見直しの前に、学区を昔のままにしているのが、現在に合わせた学区の見直しをまずはしてほしい。そうする事によって、人数を多少なりとも調節出来たりするのではないか。	「選択制度」はQ7のメリットもあるが、Q4の課題面(デメリット)が大きすぎるため、「選択制度」はやめるべきだと考える。	「学校選択制度」は地域との連携を考えると最悪である。子供は小学校に上がると親の目が行き届かなくなります。そのとき、見守ってくれるのは「地域」です。地域との深い関係なく児童の安全は実現できません。	「学校選択制度」は、義務教育の間は個人的な意見ですが必要ないと思います。地域の見守りがあり学校へ登下校する方がとても自然な形だと思います。
	学区内の学校へ行けばいいと思います。選択希望で、希望が叶う人、そうでない人という不平等な感じを受けます。	義務教育の公立学校に選択制度は必要ないと考えます。住居のある学区の学校に通うのがあるべき姿だと思います。(義務教育においては)国民に平等に行政サービスを提供すべき	区域が広がり、安全面の不安が増え、家庭訪問等が増える等、学校側からはメリットを感じない。保護者も風評に振り回されている様子を感じる。	入学前に選択権を持つことで、親はとても悩みます。幼稚園の友達が学区外を希望するからうちも…というようになります。また、一部の学校に集中して、学区内の学校の児童が極端に少なくなったりもします。	たとえ選択制度があつたとしても、通学の安全面等を考慮すると遠くの学校に通学させるという事は非現実的。であれば、地域格差が生じるのみで、選択制度は名ばかりのもののような印象。	学校の校風・伝統や教育目標・方針など、どれを取っても遜色があるわけではないのに、「学校選択制度」が導入されて以来、児童数の減少が目立つ。この事を一番心配しているのは、保護者以上に、地域の町会の人達です。	地域の中で子どもが育つという環境は、とても大切に意義があると思う。区域外から来る子どもは、親も含めて地域との関わりがたいへん薄いことが多い。

中学校関係のアンケートの主な自由意見について

資料9

カテゴリー記号	A2 中学校1年 保護者	C 小学校6年 保護者	D1 中学校3年 生徒	D2 中学校3年 保護者	F2 中学校 学級担任	G2 中学校 PTA	H2 中学校 スクールコーディネーター
1 選択制度は維持	部活動等が通学区域の中学校になかった場合、区内の他中学校にあるような、「学校選択制度」は有効だと思います。また、選択が出来る事により、各学校がより良い学校を作る競争につながるの Good と思います。	最寄りの中学校が望ましいとは思いますが、親として学校の雰囲気や校風、教育方針には共感出来る部分が必要と考えます。仮に、少々距離があったとしても、そのような印象を与えてもらえる学校に合わせたいと思います。	人それぞれ様々な立場があり、それに応じ入学志望校も異なります。全ての子どもは、自分で学びたい、通いたい学校を自分で選択することの出来る権利があると思います。したがって、「学校選択制度」は必要不可欠な制度。	「学校選択制度」がある方が、中学を通わせる親としては安心して Good います。兄弟でもタイプは違うし、その年代の子供達のカラーも違 Good います。	「学校選択制度」で構わないが、格差は生まれると思う。その課題 Good にどう対応していくか。良い学校は構わないが…。「指定校変更制度」は Good なくて良いのでは…。単に人気取り、保護者生徒の機嫌取りになっ Good てしまうのでは。	「学校選択制度」は新宿区の良さ Good の1つの象徴(=シンボル)であり Good ます。通学時の安全性の確保、学 Good 校・家庭間の連携など課題はあり Good ますが、他にはない特色ある取組 Good に課題はつきものであることもまた Good 世の常。	(2・3年で)転校してくる生徒(地方 Good から)は、学校の様子もわからず Good 学校を学区内の中学校に決められ Good てしまい、学校に入ってから校風 Good など合わずに困っている生徒もいる Good のではないでしょうか。
	人間関係が複雑になるので、学区内の中学にどうしても行かせたくないという家庭のために、「学校選択制度」は、継続していた方が Good 良いと思うが、小学校が選べなくなっ Good てきているなら今より緩和する必要 Good はないと思います。	選択枠は多ければ多い程良い。その方が競争力も上がり、先生や生徒も切磋琢磨するから。	家が遠い。5分で行く学校が区内 Good 内じゃない。	「指定校変更制度」を使っても「施設面で対応出来ない学校」には、変更出来ないのか?等、良く分からない点もあります。やりたい部活のあるなしで、学校を選びたいということもあると思う	特になし。	個別の問題(アレルギーなど)について、学校の対応によって選べるメリットがある。小学生と違って登下校の安全が確保されている前提で、子ども本人が自分で学校を選べることは学校に対する愛着や意欲につながる。	
2 選択制度と指定校変更の一体化	小学校である程度、友人・信頼関係を築いて来た場合、学区を越えての入学も必須かと(友人同士で協力し合える)逆に、学校で人間関係でトラブルが生じていた場合は新規一転で、環境を変えるのも重要であると考えられます	近隣関係上、同じ学校を選びたくないこともございます。また、小学校での友人トラブルの継続を回避するためにも自由な学校選択を希望します。	なし。	「学校選択制度」といいながら「選択出来ない学校」があるのはおかしな感じがする。親は子どもを少しでも環境の良い落ちついた学校で勉強させたいと思っている。	Q7について、都内すべての学校で少人数などを行っているので、「特色」にならないと思う。学校公開の内容も課題が山積のため、「開かれた学校作り」は実現しているとはいいいがたい。	「学校選択制度」があるから、PTA活動が低下したとかは無いと思います。逆に、選択して入って来ている人の方がPTA活動に積極的だったりもします。	
	子どもの自由意志を確認でき新しい出発には、とてもいい機会を与えていただきたと感謝しております。しかし、一方ある家庭では、親の意志を優先する家庭もあり…複雑な心情を味わうお子さまもいるのではと思わされます	部活動をさせるにあたり、各学校で同部活動があればいいが、現状のようであれば、選択した上で、入学させたい。	x	小学校と違い、中学での友人関係は、難しい部分があり、それを原因に登校出来なくなることが、多く耳に入ります。特に女子の悩みは深刻のようです。他の学校で、新たに生活を始められる選択肢として、必要。			
3 指定校変更の周知徹底	「指定校変更制度」があることで親子ともに気持ちの余裕が生まれます。「学校選択制度」がある事で、学校の格差が生まれる事は、事実です。基本、通学区域に通って方が一の変更制度があることが理想です。	小学校の人数の偏りが目立つので、小学校の「学校選択制度」はなくし、「指定校変更制度」のみ残すべきだと思います。	住んでいる通学地域の学校への入学を原則にし、引っ越した場合、方が一いじめにあってしまった場合のみにして、「指定校変更制度」の一つだけにしたい方がよいと思う。	特別な事情がない限り、選択制度は必要ないと考えています。年々、中学受験する児童が増え、結果発表まで、また選択制度による児童流入もあり、学校側は入学受け入れ準備の予測が立てにくいのでは?と見受けられます	地域協働学校といっているのに、地域外の生徒が多数いるのは矛盾していると思う。	昨今は選択制の影響が少なくなってきたと感じる。(利用人数が少ないため)そのため、あまり弊害を感じないが、数年前は強く弊害を感じた。	「地域協働学校」の定着を進めていく上でも、町会・自治会をはじめとして、本当の意味での「地域の学校」と捉える為に、選択制度は、もう少し縛りがある方がよいと思う。
	地域の子供は、その地域の学校に通学する事が、町の活性化、防犯につながり子供の安全を確保する事が出来ると思います。	公立である以上、学力での格差はなくなるように教師側の能力を向上、一定させて欲しい。ハード面で学校の良し悪しが決まってしまう傾向があるので総合的に公平に感じるような工夫があっても良いと思う。	特になし。	いじめなど特別な事情がなければ選択制度はなくてもよいと思います。		現在の本校における「学校選択制度」利用生徒がどの程度いるのか把握できていないので、「もし制度が緩くなったら」等の仮定の話がしにくい。	選択制度は一定の成果があったと思います。学校経営に格差が出るようなことがないよう配慮が必要だと思います。小中連携がスムーズに行くよう学区を小中で揃えることも必要だと思います。
4 選択制度は必要なし	子供の人数が、人気によって差が出てしまし、学校側も生徒の獲得のために風評を気にする様になってしまし。昔のように、「原則通学区域」で良いと思う。もっと地域に密着した方が良い。学校はもちろん、親も子も。	「学校選択制度」の事は理解しているつもりですが、この制度により各中学の差別化が起きるのではないのでしょうか。(学力差、等ですが)それより、教師の皆さんはこの制度をどの様に考えているのでしょうか、知りたいです。	「学校選択制度」は必要ない。WWW	たぶんですが、この制度を利用して、少し遠いところから通学していると思われる子が、自転車で通学し、路駐しているところを何度か見かけました。そのような事がないように指導してほしいと思います。	積極的な理由ではなく、「通学域の学校には行きたくない」という消極的な理由で制度を利用しているケースが多いのではないかと思います。結果、指導に難がある生徒が集まることになるのではないかと Good 思います。	私は、「学校選択制度」に以前より何でこんな制度を作ったのだろうと疑問が有りました。小学校1年生で、自分の考えでこの学校の校風が良いとか、先生方も教育熱心だからと思える子供が居るのだろうか、極端な話ですが…	生徒の中には選択を希望する場合があります。学校も生徒が入学する為に色々工夫していると思います。親御さんも必要以上に魅力を求める事により、通学など心配な面が多く出て来るのではないかと Good 思います。
	地域で地域の子どもたちを育てるといい、昔ながらの良い点を見直した方がよいと思います。地域への感心も薄れてしまし、今後、このまま大丈夫なのか…と心配になります。	「指定校変更制度」があるだけで充分に思う。但し、その指定校変更の内容に、参加したい部活動が、通学地域の学校に無い場合も、含め、尚つ、入部希望の部活動に必ず入部する事を条件として許可するのが、良いと思う	選択じゃなくて、一番近い学校に行けるようにしてほしい。どこからどこまでが学区なのかははっきりしてほしい。	引越により当学校に入りました。校長先生を始め職員の方にとても優しく、理解もして頂き満足してます。選択制度がより加速したとしても私は、今、小学二年生の娘を新宿中に入学させたいと思います。	勤務している中で、実際はないのに、「噂」で学校の批判があり、学区外の学校を選択する、というのは残念に思うことが多々あった。地域との協力、小学校との連携も考え学校選択はなくてもいいと思います。	協働学校の運営をより良くしていくためにも学区制がある方が、地域の子どもとして見守る力が強えると思います。特別な事情以外は、学区を戻して欲しいです。また、統合により、学区も広すぎて登下校が大変。	

小学校		
No.	「特色ある教育活動の推進」の取り組みと成果	「開かれた学校づくり」の取り組みと成果
1	読書活動の充実、地域行事(神楽坂阿波踊り・豆まき)への参加、一関市立金沢小学校との交流などの取り組みを行うことで、本・読書が好きな子供が増えた。また、地域と伝統を大切にする心情が育ち、地方のよさや食・伝統文化に興味をもつ子供が多くなった。	図書ボランティア・みどりのボランティアなどの人材活用、地域協働学校としての情報発信と収集・活用などの取り組みを行うことで、学校の読書活動や栽培活動がより充実し拡大した。また、地域の声を活かした学校の活動や良さをさらにPRできるようになった。
2	異学年交流や保幼小の連携、地域の人との関わりなどの豊かに人と関わることによるコミュニケーション能力の育成や心の教育の推進、全学年算数少人数指導の実施等、基礎・基本的な知識及び技能習得の取り組みを行うことで、言語活動の充実を図られ、学校公開等での好評を得ることができた。	地域協働学校として、地域の人や保護者の参画による学習内容・学習形態・教育活動を増やし、学校評価を開示している取り組みを行うことで、地域・保護者の教育活動の理解を高めることができた。
3	少人数のアットホームな雰囲気を大切に異学年交流の実施(毎日)や「本物から学ぶ」をコンセプトにした外部との連携を図った教育活動の取り組みを行うことで、学ぶことが明確になり、学ぶ充実感が高まった。	HPの充実、学校説明会の休日開催、行事の積極的な公開、近隣・幼・保を招待する等の取り組みを行うことで、学校説明会の参加者、行事等の来校者の増加につながった。
4	地域との連携、保護者のサポート強化、朝一番の読書活動の推進(毎日)、体力向上の推進の取り組みを行うことで、地域・PTA行事が盛んとなり、児童の参加が年々増加してきている。また、児童が落ち着いて学習に集中できる態度が備わってきている。	全校児童と保護者・地域との地域清掃(年2回)、スクールコーディネーターや地域協働学校を活用した地域行事への子どもの参加、HPの毎日の更新などの取り組みを行うことで、子どもたちが直接、地域の方々と触れ合い、日常的に顔を互いに覚え、あいさつもできる関係性の向上につながった。
5	自他の生命を尊び心身ともに健康な児童を育成する「いのちの学習」、校庭の天然芝を活用した活動、高学年による鼓笛隊、地域人材・地域の施設・設備を活用した体験学習、異学年交流、縦割班活動などの取り組みを行うことで、「特色ある教育活動の推進」を図ることができた。	ふれ合い月間、学校アンケート、連絡板、地域協働学校運営協議会の開催・活動の推進・協議会だより(月1回)の発行などの取り組みを行うことで、「開かれた学校づくり」を図ることができた。
6	「鉄炮組百人隊」の教材化、和だいこ、地域とのあいさつ運動、夏休みワクワクスクールなど地域の実態・特色を活かした活動の取り組みを行うことで、より地域との連携の深まりを高めることができた。	あいさつ運動、避難所訓練、放課後学習など地域に開かれた学校の取り組みを行うことで、PTAや地域の方々の積極的な参加につながった。
7	読書の時間を時程の中に位置付けた読書活動の推進、学力向上・補充に関わった放課後学習教室の実施、金管バンドの活動を生かした音楽教育などの取り組みを行うことで、読書への関心が高まり、進んで本を読む児童や読書量が増加した。また、自ら課題をもって学習教室で学んだり、授業での理解が十分ではなかった児童への着実な学習内容の理解が高まった。	地域の人材を活用した江戸小紋や消防活動、学校の周辺の名跡等の学習、図書ボランティアによる読み聞かせなどの取り組みを行うことで、数多くの保護者・地域の方が学習活動の計画の段階から参画し、学習内容の充実・教育活動に対する支援が高まってきている。
8	「花いっぱい実いっぱい運動」、「落合の里」を活用した教育活動の取り組みを行うことで、「地域の方々との交流」が継続でき、人と自然との関わりを大切に心豊かな児童の育成につながっている。	地域の方々を様々な学習場でゲストティーチャーとして招き、豊かな関わりを大切に教育活動の推進などの取り組みを行うことで、愛校心や、落合の地域に育つ誇りや地域愛の育成につながっている。
9	「ユネスコスクール」、総合的な学習の時間「なかま(国際理解)」「みどり(環境・奉仕)」「いのち(人権・福祉・安全)」、「ユネスコESDパスポート」を取り入れた活動等の取り組みを行うことで、自国のみならず外国の理解・友達や地域の方と協力していくことの大切さの理解、よりよい世界(日本)にしていこうとする態度の育成につながっている。	地域協働学校、学校教育目標・学校経営計画等の共通理解、学校を支援する組織(図書支援部、園芸支援部、学習支援部、安全支援部)の設置の取り組みを行うことで、者・地域の方が積極的に直接、学校運営に参加し、学校の状況を理解し、学校の状況に応じた支援をいただけるようになった。
10	ICTの活用、保・幼・小・中との連携、金管バンドの活動の取り組みを行うことで、学力の向上に良い影響・系統性が分かるようになり、児童の自信が高まった。	地域協働学校の支援組織を活用した児童の学習補助、校外学習の取り組みを行うことで、地域・保護者の関係がつながり、学校への積極的な参加が高まった。

中学校		
No.	「特色ある教育活動の推進」の取り組みと成果	「開かれた学校づくり」の取り組みと成果
1	「全校給食」をはじめとした学年を取り払った「総合的な学習の時間」等の全校一斉の活動の取り組みを行うことで、「全校が一斉に行う」という協働を、体感的に学ぶことができ、一人ひとりの生徒の有用感を高めることができた。	道徳授業地区公開講座では、地域のゲストティーチャーを招き、生徒とのグループディスカッションを行うなど、学校を公開する機会を多く設定する取り組みを行うことで、保護者からの「学校の様子は良く伝わっている」との評判を高めることができた。
2	地域行事への参加のスローガン設定、ボランティア活動(年11回)の参加、職場訪問・体験、防災活動等、地域で取り組みを行うことで、生徒が地域に知られるようになり、色々な声を聞かせるようになった。	地域行事や地域での活動 広報活動の充実の取り組みを行うことで、生徒が地域に知られるようになり、色々な声を聞かせるようになった。
3	生徒による授業評価(年2回)、教育ボランティア等を活用した放課後学習・長期休業中の補充教室、伝法工芸の学習、地場産業との連携教育や留学生を招いての国際理解教育の取り組みを行うことで、授業改善がスピーディーに行なわれ、基礎学力向上につながった。また、日本文化理解や諸外国の状況理解の進展に役立った。	ジョイントコンサート、地域サッカー、少年野球大会の実施や地域センターでの教育活動の紹介、HP、学校だよりの活用などの取り組みを行うことで、地域・保護者が学校教育活動を的確に理解してもらえるようになった。
4	小規模校の利点を生かし、生徒一人ひとりに対してのきめ細かな指導、各教科でのシラバス作成や個に応じた学習指導、全校体制での家庭学習ノートの活用での家庭学習の習慣を身につけさせる取り組みを行うことで、学校の教育方針や教育活動に理解を示し協力する保護者が増え、また、教員の意識が特色ある教育活動を行い、選ばれる学校にしようとするようになった。	保護者や地域の諸団体の支援と協力のもと、本校独自の行事等の充実、学生ボランティアの活用、授業中や放課後の学習支援、学校ホームページの充実、学校情報の定期的な発信などの取り組みを行うことで、保護者や地域住民の学校への理解が深まり、協力してくれるようになり、また、外部人材の活用により、学校の教育力が高まった。
5	土曜スクールの実施、計算・スペリング・漢字コンテストの実施、朝読書の実施等の取り組みを行うことで、学習に対する意欲が高まり、落ちついた学校生活・授業の体制づくりが確立された。	学校公開週間の積極的アピール、地域とともに行う総合防災訓練などの取り組みを行うことで、保護者が学校の良さを理解してもらえるようになった。

「小学校・中学校と関わりのある町会・自治会・
青少年育成委員会の活動」について(概要)

資料11

No.	種別	小学校・中学校と関わりのある、貴団体の活動の内容について
1	町 会 長	恒例になっている盆踊り等、地域のイベントに多くの児童・生徒が参加し、級友との親睦を深める場として定着している。
2		地域の親しみ(=ふるさと感)をもたせる行事を実施中。バス旅行、子ども会、避難訓練、年末の夜回り他
3		少子高齢化が急激に進んでる中で、地元の小学校が授業の一部として、祭礼に参加している。お揃いの法被を着て、祭りを盛り上げてくれるので助かる。
4		今、地域にとって必要な取組は、震災対応だと思う。大震災が起こった時に動ける者が動かなければならない。そんな時、中学生はとても必要な戦力である。そういう時の為に、その地域の近くにある小学校・中学校との関わりは大きい。
5		中学校で、地域協働学校運営協議会に参画しています。地域と学校(教職員・生徒)とが一体化出来る行事等を検討中です。
6		防災訓練等の地域の活動に参加してもらうよう努力している。
7		防犯・防災等、子どもたちの安全・安心を学校と地域で見守り、地域活動の参加に呼んでいる。
8		防災訓練など、家庭と地域が一緒に行う必要がある活動に、他地区の子供が参加しても、いざという時に役に立たない。地域の絆は、地元の学校と町会で作り上げるものだ。地域の安全・安心も、そこから生まれてくる。
9		地域協働学校、地域防災訓練への小・中学校の児童・生徒の参加、地域における防犯、安全パトロール、盆踊り等の地域行事。
10		地域の学校行事には積極的に参加している。登下校時には見守りを心がけている。
11		小学校での「学校選択制度」は中止すべきと思うが、1年生に限らず「指定校変更制度」は子ども達の人権を守るためにも、「特別の事情」がある場合は、小学生全学年を対象に継続すべきと思う。日常的に小学校との関係は深めていきたい。
1	青 少 年 育 成 委 員 会	青少年の健全育成を目的として地域の小・中学生・未就学児を対象に行事を行っています。つり大会、牧場体験、人形劇、中学生との協働など、年間通して、十数事業を実施しています。
2		少年野球大会などで、中学生が墨審をすることにより、中学生と小学生が共に活動しています。
3		交通安全教室、スポーツフェスタ、新春子ども豆まき、新年懇親会、地域パトロール、PTA共催事業

「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れについて 資料12-1

○学校選択制度

(小学校:受付 9月・抽選10月)
(中学校:受付10月・抽選11月)

①制度の運用

理由を問わずに学校を選択することが可能。ただし、人気が集中した学校については、抽選により、当落を決定する。学区域の子どもだけで受入人数を超える学校を「選択できない学校」と指定している。

②選択可能な学年

新小学校1年、新中学校1年入学時のみ

③選択が出来る範囲

- ・小学校・・・通学区域と隣接する区域の学校
- ・中学校・・・区内全域の学校

④根拠 学校教育法施行規則第32条、新宿区立学校通学区域に関する規則第3条ただし書

○指定校変更制度

(申請期間:2~3月)

①制度の運用

「学校と自宅との通学距離」や「ご兄弟・姉妹がいる学校への入学」を始めとする9つの許可基準を予め定めており、保護者の申請に基づき、個別に審査を行い、指定校の変更を許可する。

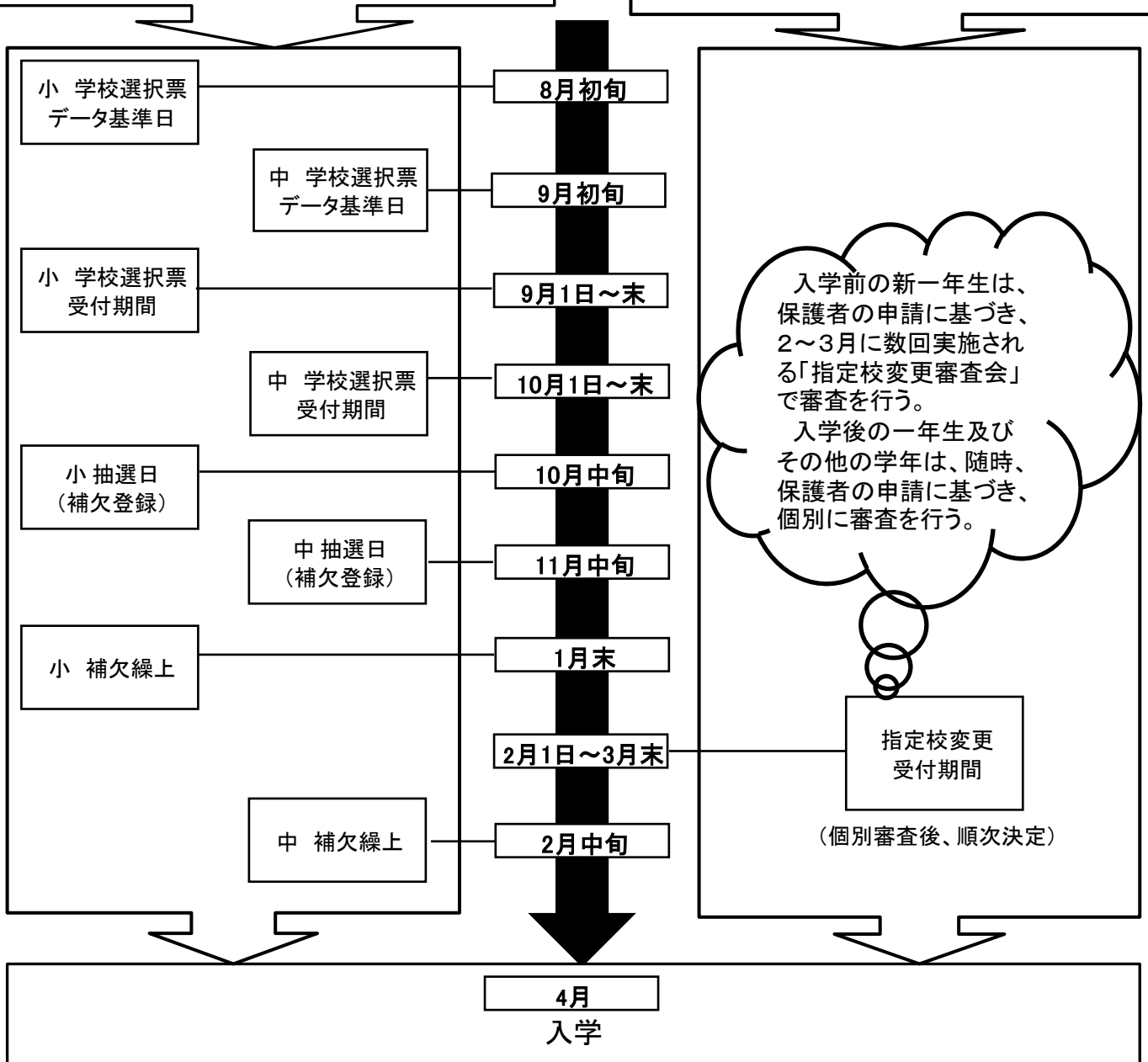
②申請可能な学年

入学時だけでなく、全ての学年で、申請が可能。

③選択が出来る範囲

なるべく自宅が近く、かつ申請理由を踏まえた学校

④根拠 学校教育法施行令第8条



指定校変更基準

	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合(家・マンション等の購入を含む)	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し	
4	区画整理事業・河川改修事業・都営住宅改築事業・都市再開発計画事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の店舗等で、そこが指定された学校以外の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業等状況を確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学することが教育上適当と認める場合（高学年児童・生徒に対する配慮）		
7	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合		
8	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な場合		
9	その他特に認められる事情のある場合		

【注意】

指定校変更を許可するにあたっては、ご来庁の上、指定校変更の理由を詳しくお聞きした上で、上記基準に照らして判断いたします。しかし、申立理由、学校の状況及び通学距離等によっては、希望校への受入れができない場合があります。

小学校の「指定校変更制度」の利用状況の推移(新一年生)

資料12-3

申請・許可基準	16年度 新入学		17年度 新入学		18年度 新入学		19年度 新入学		20年度 新入学		21年度 新入学		22年度 新入学		23年度 新入学		24年度 新入学		25年度 新入学		26年度 新入学		27年度 新入学		28年度 新入学		備考
	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	
1 健康的理由	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	5	2	3	2	1	1	0	0	
2 指定された学校より距離が近い	2	2	12	5	14	14	5	5	7	7	10	8	10	10	14	13	32	26	27	22	23	17	23	16	37	23	
3 新居購入等により転居確実	2	2	3	2	0	0	1	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	3	3	7	7	4	4	6	4	
4 公共事業等による一時立退き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 指定校以外に一時帰宅先有	1	1	7	6	8	7	11	11	10	10	3	2	10	10	8	5	4	4	8	4	3	2	3	0	9	6	
6 継続通学が望ましい状況 (高学年児童等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 指定校以外の兄弟姉妹就学	10	10	13	7	10	10	8	8	10	10	4	4	4	4	7	7	6	6	11	9	10	9	18	4	15	13	
8 いじめ等による就学困難	14	14	9	2	14	11	4	4	8	6	4	4	9	7	7	4	13	11	3	3	0	0	0	0	0	0	
9 その他特別な事情	2	2	1	0	2	2	3	3	2	2	9	7	4	3	12	4	7	5	24	1	26	3	23	6	14	3	
合 計	32	32	46	23	49	45	33	33	38	36	31	26	39	36	51	36	64	54	81	44	72	40	72	31	81	49	

中学校の「指定校変更制度」の利用状況の推移(新一年生)

申請・許可基準	16年度 新入学		17年度 新入学		18年度 新入学		19年度 新入学		20年度 新入学		21年度 新入学		22年度 新入学		23年度 新入学		24年度 新入学		25年度 新入学		26年度 新入学		27年度 新入学		28年度 新入学		備考
	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	受付	許可	
1 健康的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	0	0	0	0	
2 指定された学校より距離が近い	3	3	5	2	16	16	14	10	18	18	22	21	14	14	6	6	19	15	1	1	13	13	6	5	4	4	
3 新居購入等により転居確実	0	0	1	1	1	1	2	2	3	3	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	4	4	2	1	
4 公共事業等による一時立退き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 指定校以外に一時帰宅先有	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	3	3	4	1	2	1	1	0	
6 継続通学が望ましい状況 (高学年生徒等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 指定校以外の兄弟姉妹就学	2	2	0	0	4	4	4	4	0	0	2	2	5	5	3	3	7	7	3	3	6	4	3	1	4	4	
8 いじめ等による就学困難	29	29	24	16	7	5	26	23	9	9	9	8	18	17	10	7	11	8	4	4	3	3	1	1	0	0	
9 その他特別な事情	3	3	8	4	0	0	11	8	10	10	12	12	14	14	37	30	33	24	27	7	17	3	23	13	12	6	
合 計	37	37	39	24	29	27	58	48	40	40	48	46	51	50	59	49	71	55	42	22	46	27	39	25	23	15	

「子どもの安全・安心」の確保における新宿区の方策について

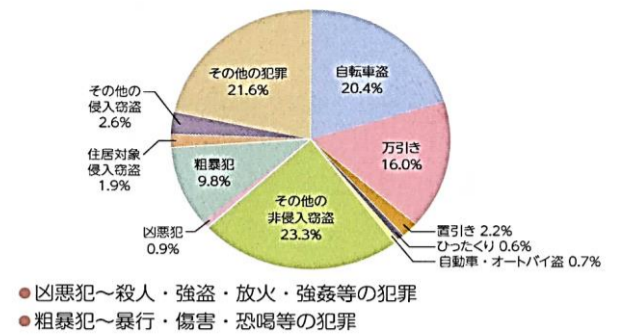
新宿区では、「子どもの安全・安心」を確保するために、区内の警察署・地区青少年育成委員会・PTAなどと協力して子どもの安全対策に取り組んでいます。

(参考)

1 新宿区の刑法犯罪発生状況(平成23年~27年【確定値】)

新宿区	刑法犯認知件数				
	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
	7,940	8,240	8,369	8,377	9,521

平成27年区内発生刑法犯の割合



2 新宿区が講じている対策

No.	講じている対策	内容	実施主体	協力関係	イメージ写真
1	安全用品等の配布	児童に対する交通安全の一環として、小学校新1年生全員に黄色い帽子と黄色いランドセルカバーを配布し、新入学児童の通学時における安全の確保を図っています。また、平成15年度から、小学校1年生、4年生及び中学校1年生に防犯ブザーを配布し、防犯対策を図っています。 ※28年度防犯ブザー購入件数: 約4,300件	教育調整課 学校運営課 教育支援課	学校	 ＜参考＞ 防犯ブザー (小学校1年生・4年生 中学校1年生へ配布)
2	通学路の安全	児童・生徒の通学時の安全を確保するため、学校毎に児童・生徒の安全な通学のために利用すべき道路として、通学路を指定し、7時半～9時までに車両通行止等の交通規制を行う(都公安委員会が決定)など、良好な道路環境の確保を図るとともに、通学時間帯に合わせ学童擁護員を配置し、児童が安全に通学できるよう取り組んでいます。また、通学路の継続的な安全点検の仕組みとして平成26年度に策定された「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づき、全区立小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回、定期的に交通安全総点検を実施しています。 ※28年度実施校: 早稲田小・鶴巻小・戸山小・落合第一小・落合第四小・四谷第六小	教育調整課 交通対策課	学校 地域 警察	 
3	通学路防犯カメラの設置	児童のより一層の安全確保や犯罪抑止を目的として、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全区立小学校の通学路に、1校につき5台程度、防犯カメラを設置します。 27年度は10校の通学路に計60台の防犯カメラを設置しました。	教育調整課	学校 地域 警察	 
4	地域安全マップづくり	「地域安全マップづくり」は、「犯罪はどこでも起こりやすいのか」という「場所」に着目したもので、子どもたちの危険に対する予測能力を育む学習です。東日本大震災以降、防災や交通安全の視点を加え、平成24年度から、全区立小学校で実施しています。	学校	地域	
5	子ども安全ボランティア活動の推進	幼稚園・小学校・中学校のPTA連合団体による防犯活動への支援として、防犯プレート(幼稚園・小学校)や防犯ベスト(中学校)、その他防犯・防災用品を購入し、支給しています。また、地域での防犯啓発のために、小学生が描いたポスター図案の最優秀賞2点を印刷し、各PTAへ配布しています。 ※27年度防犯プレート・防犯ベスト購入件数 幼稚園PTA連合会 幼P連防犯プレート 平成28年度新入園児用 650枚 小学校PTA連合会 小P連防犯プレート 平成28年度新1年生用 2300枚 中学校PTA協議会 中P協防犯パトロールベスト 230枚 ※27年度ポスター配布件数 880枚	教育支援課	PTA 地域	
6	中学生と地域の防災訓練	中学生の災害時における地域貢献意識向上への取組みの一環として、平成26年度より、中学校と地域が合同で防災訓練を実施しています。 ※26年度 3校 27年度 5校 28年度 全校で実施予定	教育調整課 危機管理課	学校 地域 消防	 

7	地域協働学校	<p>「地域協働学校」は、学校運営について協議し学校を支援する組織として、その地域の住民・保護者・教職員等の委員で構成された「地域協働学校運営協議会」を設置しており、ここでは、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を具体的に進めるため、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援します。これまでの学校と家庭・地域との協力体制をベースに、学校運営に、より多くの地域住民・保護者等が参画できるしくみを整え、学校側と地域とが具体的に明確なビジョンを共有できるようにすることで、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりをさらに進めていきます。</p> <p>(22年度:四谷中指定 23年度:四谷小・四谷第六小・花園小指定 26年度:江戸川小・牛込仲之小・淀橋第四小 27年度:市谷小・愛日小・早稲田小・余丁町小・戸山小・戸塚第一小・落合第三小・柏木小・牛込第一中・牛込第三中・落合中 29年度:全小・中学校指定)</p>	教育支援課	地域学校							
8	町会・商店街の街頭への防犯カメラの設置	<p>児童の安全確保や犯罪抑止を目的として、平成17年度から町会・商店街の街頭に防犯カメラを設置しています。 ※近年の設置件数:24年度 272件 25年度 310件 26年度 333件 27年度 358件</p>	危機管理課	地域学校	 <p>＜参考＞ 区内に設置された防犯カメラ (新宿中央通り)</p>						
9	新宿区防犯広報 (小学生下校時における防犯広報)	<p>平成20年4月から子ども達を守るための防犯広報を開始しています。</p>	危機管理課	地域学校	<p>防犯広報の内容</p> <p>— 児童の声により — 「地域の皆さん、まもなく小学生の 下校時間になります。通学路の 見守りを よろしくお願ひします。」</p> <p>行政防災無線での放送エリア 区内全域</p> <p>放送時間 平日、午後2時30分ころ(但し、夏休み・冬休み等、小学校が休みの日は除く)</p>						
10	一斉メール配信システム しんじゅく安全・安心情報 ネット(不審者情報のメール配信)	<p>区立小・中学校及び特別支援学校では、平成23年度から、不審者情報や地震・台風時の学校対応など緊急性の高い情報について、保護者等からの登録申請に基づき、希望のメールアドレスに対して一斉にメールを送信することで、これらの情報をいち早くお知らせし、児童・生徒の安全の確保を図っています。</p> <p>また、警察・学校・地域等から入手した「不審者情報」「事件情報」「その他の防犯情報」について、携帯電話やパソコンへのメール配信(しんじゅく安全・安心情報ネット)を行っています。</p> <p>※近年の配信件数:24年度 117件 25年度 29件 26年度 61件 27年度 43件</p>	教育調整課 危機管理課	学校警察	<table border="1"> <tr> <td>新宿区</td> <td>四谷警察署 6月30日(木曜)、午後3時40分ころ、新宿区信濃町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:「わっ!」 不審者の特徴:中年、160センチメートル位、やせ型、青色っぽい上衣、徒歩</td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>牛込警察署 6月21日(火曜)、午後3時20分ころ、新宿区早稲田鶴巻町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:妖怪ウォッチのゲームを買ってあげるからおいで 不審者の特徴:40歳代、170センチメートル位、中肉、短髪白髪まじり、黒色っぽい背広、黒色っぽいズボン、帽子、会社員風、徒歩</td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>四谷警察署 6月15日(水曜)、午前8時10分ころ、新宿区本塩町の路上で、生徒が登校途中、男に体を触られました。 声かけ等の内容:突然無言で左手首を掴まれた 不審者の特徴:40歳代、やせ型、黒色っぽい上衣、徒歩</td> </tr> </table>	新宿区	四谷警察署 6月30日(木曜)、午後3時40分ころ、新宿区信濃町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:「わっ!」 不審者の特徴:中年、160センチメートル位、やせ型、青色っぽい上衣、徒歩	新宿区	牛込警察署 6月21日(火曜)、午後3時20分ころ、新宿区早稲田鶴巻町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:妖怪ウォッチのゲームを買ってあげるからおいで 不審者の特徴:40歳代、170センチメートル位、中肉、短髪白髪まじり、黒色っぽい背広、黒色っぽいズボン、帽子、会社員風、徒歩	新宿区	四谷警察署 6月15日(水曜)、午前8時10分ころ、新宿区本塩町の路上で、生徒が登校途中、男に体を触られました。 声かけ等の内容:突然無言で左手首を掴まれた 不審者の特徴:40歳代、やせ型、黒色っぽい上衣、徒歩
新宿区	四谷警察署 6月30日(木曜)、午後3時40分ころ、新宿区信濃町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:「わっ!」 不審者の特徴:中年、160センチメートル位、やせ型、青色っぽい上衣、徒歩										
新宿区	牛込警察署 6月21日(火曜)、午後3時20分ころ、新宿区早稲田鶴巻町の路上で、児童が下校途中、男に声をかけられました。 声かけ等の内容:妖怪ウォッチのゲームを買ってあげるからおいで 不審者の特徴:40歳代、170センチメートル位、中肉、短髪白髪まじり、黒色っぽい背広、黒色っぽいズボン、帽子、会社員風、徒歩										
新宿区	四谷警察署 6月15日(水曜)、午前8時10分ころ、新宿区本塩町の路上で、生徒が登校途中、男に体を触られました。 声かけ等の内容:突然無言で左手首を掴まれた 不審者の特徴:40歳代、やせ型、黒色っぽい上衣、徒歩										
11	新宿区立学校危機管理マニュアル	<p>全区立小・中学校・幼稚園を対象とした、地震・風水害・火災・不審者対応・事故の各編からなる本編と資料編で構成される、学校危機管理の総合マニュアルを平成23年4月に策定しました。</p> <p>各学校で、日常の安全点検や訓練、また、災害や事故等が発生した際に、子どもと教職員が適切に危機回避行動をとれるよう、活用しています。</p>	教育調整課	地域警察学校							
12	ピーポ110ばんのいえ	<p>「ピーポ110ばんのいえ」は、子どもの安全を脅かす事件に対処するため、区内の警察署と地域の協力のもと、子どもを見守る目として、地域のなかで子どもが身の危険を感じたときに、「交番」のように頼りになる家や店として「緊急避難場所」を設置する取り組みです。</p> <p>※設置件数:1,496件 (H28.1.28現在)</p>	子ども家庭課	地域警察	<p>「ピーポ110ばんのいえ」ステッカー</p>  <p>(実物の直径は約17cm)</p>						
13	教育相談	<p>区内の幼児・児童・生徒の知能、学業、性格、行動、心身の健康、進路の適性等の問題についての相談を行っています。相談の内容等によっては、継続相談に応じたり、専門医師や専門機関への紹介なども行います。なお、教育相談に関する研究調査や教職員の教育相談研修会も実施しています。</p> <p>家庭の事情や時間の都合で来所して相談できない人の利便を図るために電話による相談も受けています。</p>	教育支援課	学校	 <p>▲大きな窓から光が差し込み、清潔感があふれています。</p>						
14	新宿子どもほっとライン	<p>いじめ専用相談電話として平成18年12月に開設し、児童・生徒や保護者からの相談を受けています。電話相談では、専門の相談員がいじめ等で困っていること、悩んでいることを受け止めるところから始め、相談者の気持ちに沿って問題の解決につなげていきます。</p>	教育支援課	学校							